

## 平成 31 年第 1 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

### 1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	渋谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 藤 谷 博 之 班 長 兼 副 主 幹 須 田 益 巳  
副 主 幹 阿 部 千 春

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 次 博	市 民 福 祉 部 長	阿 部 聖 子
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 隆	ガ ス 水 道 局 長	小 松 幸 一
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	防 災 課 長	加 藤 十 二
総 合 政 策 課 長	佐々木 俊 哉	ま ち づ くり 推 進 課 長	佐 藤 喜 仁
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸	観 光 課 長	池 田 智 成
生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂	福 祉 課 長	三 浦 純
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	学 校 教 育 課 長	菊 地 新 吾
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	原 田 浩 一	事 業 課 長	佐々木 宏 和
総 務 課 長 ・ 通 信 指 令 課 長	早 水 和 洋		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成31年3月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。

初めに、8番渋谷正敏議員の一般質問を許します。8番。

【8番（渋谷正敏君）登壇】

●8番（渋谷正敏君） おはようございます。12月議会に続いての一般質問であります。12月議会では、答弁が大変丁寧なこともありまして、再質問どころか通告した一般質問もできなかったという状態でありました。今回はその反省を踏まえて一般質問したいと、そのように思います。

議長の采配もよろしくお願ひしたいと思っております。

私は、市長の公約というものは大変重いものでありますから、その公約が実現すること、すなわち限りなく100%に近ければ私は市民の幸せに繋がり、市長の信用も上がるものだと、そのように思っております。そしてまた、それが反対であれば、市長の信用は落ち、そして市民は不幸せになるんだろうと、幸せにはならないんだろうと、そのように思って、市長の強い公約の実現に微力ながらもお手伝いしたいし、協力したいものだという思いで一般質問をさせていただきました。

若干ボタンの掛け違いというか、私の考えとすれ違いがあったようですが、私は市長という立場で公約を実現すると、これは大変大事なことでありまして、そのことで私たちが議会もそれに対して協力すべきところは協力し、そして是々非々の立場で貫くのが議会議員の立場だろうと、

そのように思っているところでございます。市長の力強い出处進退をかけた、そしてそのつもりでその公約の実現に向かっていくと、そういう強い姿勢を期待しての私の一般質問でしたが、残念ながらその回答は私が納得するものでありませんでしたが、しかし、部下に対する失敗に対しては、これは私の責任であるというようなことを力強く申し述べておりました。これは当然であります。これは何も部下の失敗に対して上司が責任を取るといえるのは、これはあえて胸を張って言えることではなくて当たり前のことです。取り立ててそのことも私は聞き流しておりました。そのとおりだなと思いました。

しかしながら、顧みますと、じゃあそのとおり部下の失敗に対して責任を取ってきたのかと。一例を挙げますと、教育委員会で象潟小学校の問題がありました。職員のちょっとした、ちょっとしたミスではありません。数千万円の金が、補助金を返すことになりましたから。そして、それについては教育長を初めその関係者が給与カット、その他いろいろ処分を受けたようであります。しかし、その当時の市長は、何ら自分に対してその責任を感じることなく、自分に対しては一円たりとも減額はしておりません。

また、小出小学校の天井の水漏れで落ちたときも数千万円の金が支出しました。そのときもちゃんと点検していれば、私はそういう冬の時期の凍結事故の天井の落下というそういうこともなかったろうと。それについての部下に対する責任の取り方もしておりません。そのようにして、言うことは立派だけれども、責任の取り方が半端であると、私はそのように感じたところであります。

また、工業用地の件についても、私は先日、菊地議員が、さすが商工会の副会長を長年やっていただけあって、専門が商業とは言いながら製造業のこと、工業のこともよく勉強なされているなど感心して聞いておりました。手ぶらで行くよりは整備した方が誘致しやすいでしょうと、そういうような意見だったような気がします。私もそのとおりのつもりで12月には質問したつもりですが、しかしながら市長の得意のフレーズであるオーダーメイドが一番この地域に合っているんだと。ということであるならば、私は全く設備投資、先行投資といえますか、そういうことをしなくても工場が誘致できるのであれば、私はそれに越したことはないかと、そのように思っております。ぜひともですね、このオーダーメイド方式で、この任期中に1社でも2社でも多く誘致されるように頑張ってください、そのように思います。

そして、精力的に企業誘致を行っているという昨日のお言葉でありました。私は訪問回数ではないと思っております。どこに何回行ったとか、そんなことではなくて、実際に何社誘致したかと、それが責任者のとる態度であります。とるべき道であります。ですから、何十社、何百社、市役所にいる回数が少なくなっても頑張ったと。しかしながら、実績はゼロでしたと。やります、頑張ります、できませんでしたと、そういうことのないようにですね、ぜひそのオーダーメイドスタイルで1社でも多く誘致されることを期待して一般質問に入ります。

#### 1、廃止された旧老人福祉センターについて。

平成22年、象潟老人福祉センターの改修を求める陳情書が市議会で採択されています。同センターの改修や関連した多目的福祉施設建設については、過去の定例会でも数度の質問があり、議会への説明があったと承知しています。

老朽した施設のあり方を検討するため「多目的福祉施設整備検討委員会」が設置され、その諮問・答申は、「多目的福祉施設を建設することが望ましい。建物は平屋建で、場所は多目的に利用するために公民館との併設、通路で繋ぐメリットを考え、テニスコート跡地に建設することが望ましい」との内容でした。

平成26年度に議会に説明された計画は、建設面積470㎡、建築費1億3,200万円、外構費1,300万円、合わせて1億4,500万円となっています。この計画は、予算提案までは至らなかったものの、議会に一定の方向性が示されたものと聞いています。

当時の市長は前向きで、市民も一日も早い着工を望んでいたはずであります。しかし、その後、民間の法人による工場跡地への福祉施設建設の計画と同時に事業は凍結されたようで、以降4年間、未だ形になっていません。

旧老人福祉センターは解体され、同施設を事務所使用していた社会福祉協議会の職員は移転を余儀なくされ、大変難儀をしていると聞いています。事業凍結当時、市川市長は市議会議員でしたから、経緯は十分御存知のことと思われます。そこで、以下の質問をします。

(1)(2)の二つの質問に対して同時に答えになっても結構でございます。

(1)旧象潟老人福祉センターに代わる福祉施設建設は、市川市長の公約にはないようですが、建設計画はあるのでしょうか。施設整備を望む市民もおり、経過や今後の見通しの説明を求めます。

(2)前市長は、整備検討委員会を設置し、諮問・答申を受けています。広く利用者の声を聞くという段取りを踏んだ望ましい進め方と考えます。市川市長自身の建設計画があるとするれば、同様に広く市民の声を聞いて建設を進めてもらいたいと思いますが、見解を伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。本日からの一般質問、よろしく願いいたします。

ではまず初めに、本日第1番目の渋谷議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

二つをまとめてお答えさせていただいていいということでしたので、二つをまとめてお答えをさせていただきます。

まず、(1)の旧象潟老人福祉センターに代わる福祉施設建設の計画について、また、経過や今後の見通し等の説明を求めたいということに対する御質問ですが、まずはこれまでの市の取り組み状況についてお話をさせていただきます。

象潟老人福祉センターは、建物の老朽化や細菌の検出による入浴事業廃止などの施設状況から、平成25年12月に多目的福祉施設検討委員会を設置し、施設整備等について諮問し、検討委員会から、新たに多目的福祉施設を建設することが望ましい、また、象潟公民館に接続させての整備、規模は、現在の老人福祉センター程度、構造は平屋等の答申をいただいております。その後、答申の内容を尊重し、検討を行い、象潟公民館に接続することで、誰もが利用できる多目的福祉施設として平成26年11月に整備計画方針を当時の議会に説明したところでありました。その後、市内社会福祉法人による介護施設ほか老人、児童、生涯にわたる福祉施設などを備える多様な区域を整備するという構

想が持ち上がり、この構想とタイアップすれば、その既にある周辺の機能とあわせて市民にとって大変利便性の高いにぎわいのあるエリアを創出できると考え、将来的に市民が活用しやすい施設としてより良い場所に整備するために、これまでの公民館に隣接し建設する計画と利便性の高い区域に建設するのでは、どちらが市民にとって良いのかということを検討する時間を取ってまいりました。

当時、平成28年12月議会における当時の鈴木議員からの一般質問への答弁で、建設場所について、より良い方向性を検討するため時間をいただいたが、結論として法人の整備する区域に建設することが市民福祉の向上、利便性に大きく貢献するとの結論に達し、風呂の整備はしない方向でいきたいという方向性が示されております。

また、平成29年3月定例会において社会福祉法人より、社会福祉法人制度改革に伴い、地域貢献、あるいは法人のあり方を模索する中で、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる施設を整備し、地域に貢献していきたいとの提案がありました。市としては、それを3月定例会において民間の活力を活用して整備できるのであれば願ってもないことであり、多目的福祉施設整備検討委員会の答申内容を踏まえながら同法人と施設整備の具体的な内容、支援について協議していくと当時の市長が市政報告をしていたところであります。そして、法人の構想、提案を受け、法人が実施主体となり、TDK旧象潟工場跡地に整備することを最終方針としたところであります。

これらの状況、そして現在の状況といたしましては、5月末までには実施設計を済ませ、6月の入札執行を目指したいとの意向が示されておりますので、多目的福祉施設検討委員会からの答申が設計に反映されるよう法人と協議を進めているところであります。

なお、東日本大震災や国内での大規模自然災害の復旧・復興、東京オリンピック・パラリンピック特需などその影響が大きく資材調達に要する時間が不透明であるため、竣工時期を特定することが難しい状況のようですが、年度内竣工を目指すとのこと聞いております。

議員のおっしゃるように公約との兼ね合いについて私の方から申し上げますと、本事業は既に取り壊している施設の代替機能を担うことが主目的の一つであることや、先ほど述べましたように最終方針が示されている取り組みの継続であること、取り組みの実施主体が民間法人であることなどから、私の公約にはなり得ないものとして考えております。

(2)の私自身の計画があるとするれば、広く市民の声を聞いて計画を進めてもらいたいということへの見解についてお答えをさせていただきます。

先ほどの(1)の質問に対する答弁とかなり重複するんですが、以前に最終方針が示されている取り組みの継続であり、この最終方針には多目的福祉施設検討委員会からの答申が反映されております。また、その前段階として障害者団体や象潟地区民生児童委員協議会、老人クラブ連合会象潟支部代表ほか象潟老人福祉センターの主たる利用者に参集していただいて、建て替え検討会議を開催し、御意見や要望を受けておりますし、さまざまな会合や懇談の場で都度お話を受け、最終方針が示されたものでございます。このときからのニーズということについては、現時点においては多少の時間は経過はしておりますが、ニーズが乖離しているとは思われませんので、特殊な設備等が求められるような施設でもない限りにおいて、改めて広く市民の声を集約することは考えてはおりません。

いずれにしても法人が地域貢献のため、自らの資金で整備しようとするものであります。市ができる支援については協議を重ね、12月定例会の一般質問で佐藤文昭議員より御指摘のあった公民連携の事業として進めてまいりたいと考えております。

この案件については、先ほども述べましたように、前市長の時から事業として粛々として進められてきたものであります。私のその就任後において事業の進捗状況並びに予算上の問題、さらには民間活力を利用しての市民の利便性の向上を図られるという考えのもとに行われている事業でありますので、本事業については継続を指示したところであります。

そもそも行政は、民間では費用対効果が現れないようなものを実施する役割を持っております。それが民間が自らの社会貢献という意思により実施することに対して、私は敬意を払って、これについて支援をしていくことについては何ら問題はなく、違和感を感じるものではないと思っております。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） 私はその当時、市議会議員ではありませんでしたから、鈴木議員に対して横山市長が明確に最終答申をしたという話は今初耳であります。その時の議事録をしっかりと見せていただいて、またこのことについて必要であれば6月にまたこのことに対して質問することになるかと思っております。

我々議員が、新しい議員も過半数以上がおるわけですし、この話は今初めて聞く方がほとんどであります。そして、今、先輩議員もおやっとな、そこまで踏み込んだ市長が話をしたのかなど首をかしげている方もいるかと思っております。私は平成31年1月28日、にかほ市老人クラブ象潟支部主催で午前10時から行っているんですが、そこでこの福祉事務所の来賓の方が、自分たちが多目的ホールを造って、それを市に借りていただくと、それは無料か有料か分かりませんが、借りていただくことで進めているという話を聞いて、これには参加した老人クラブの人もびっくりした人もいるし、ああやっぱりそうかと思った人もいたそうでございます。

しかしながら、これは横山市長が最終答申をしたことを踏襲するには、それはやっぱり議会のある程度の承認が必要だと私はそのように、議会に説明も必要だと、そのように思っております。まして公共のこれから誰でも自由にいつでも使える施設をということであるならば、これが無料であれ有料であれ民間人が造ったものを借りるということに対しては、いささか私は抵抗があるのではないだろうか、もしそのときの貸主の都合で貸すことができなくなったといったときはどうなるのかと、いろいろなことを考えると、大変こういうことはおかしいのであります。それでなくても市長は一昨年までこの福祉法人の職員でありました。誤解の受ける言動、市の方針は、慎重でなければいけません。このTDK工場跡地は、当時のTDK関係者に言うと、公共用地として扱うのであれば簿価価格の格安で売買もやぶさかでないとの話でした。しかしながら、結果としては民間の福祉法人に売却されたことに驚きの声もあるわけでありまして。それでなくてもいろいろこの売買についても町の予算にいろいろありました。慎重に一日も早く市民の自由に使える、自由に使えるですよ、施設の事務所なり施設をつくられることを望んで次の質問に入ります。

2、市が100%出資するにかほ市観光開発株式会社について。

にかほ市の魅力の一つに観光があります。外の人々がにかほ市に興味を持ち、行ってみたいと思う場所が豊富にあるということです。岩ガキなどの特産物も喜ばれていると聞きます。観光地としては宿泊場所が少ないことを課題に挙げる方もおりますが、道の駅ねむの丘の物産売り場は、規模や商品の品数も東北の道の駅では三本の指に入らるだろうと私は思っております。温泉保養センターはまなすも入浴料金の安さ、施設の広さ、サービス等、高評価を得ていると私は感じています。

両施設は、にかほ市にとって自慢の財産ともいえる観光関連の公共施設であり、これが未来においても持続・発展するには、経営がしっかりしていなくてはなりません。そのためには施設を指定管理者として運営するにかほ市観光開発株式会社の役割は大きいのであります。

にかほ市観光開発株式会社の資本金2,000万円は、全てにかほ市が出資しています。同社は市から独立した事業主体でありながら、公共性・公益性を有する事業を民間企業と同様に機動的・効率的に行う、いわゆる第三セクターに分類される法人で、自治法の規定により先の12月定例会で経営状況の報告がされています。第3セクターの経営等へ議会がどこまでの範囲で関与できるのか、私自身、整理ができていないわけではありませんが、同社の資本金2,000万円は市民の財産であり、これは市民が株主で、市長は株主の代表とも言えるわけですが、同社が指定管理する施設も市民の財産・公共施設です。議会の監視機能が全く及ばないとは考えられないため、以下について質問します。

(1)にかほ市観光開発株式会社について、代表取締役の市長、取締役の副市長以下7名の業務執行、意思決定、経営責任、常勤役員、役員の選任・報酬、市観光課の関与、経営体制の現状等を伺います。

時間も差し迫っておりますので、簡潔にお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2の質問にお答えさせていただきますが、先ほどの質問の中で私が以前その組織にいたから何らかの利便が図られるのではないかという少しうがった見方で言われることについては大変心外であります。むしろ私は、どちらかという、身内には厳しいという言い方も失礼ですけれども、清貧をもってやってまいりました。そのようなことで予断を与えるようなことを発言されることについては非常に心外であるということをお述べさせていただきたいと思っております。

その上で2のお話をさせていただきます。

2の、まず市が100%出資するにかほ市観光開発株式会社について、(1)経営体制の現状を伺いますとの御質問についてお答えをいたします。

にかほ市観光開発株式会社は、平成21年4月1日から象潟ねむの丘及び温泉保養センターはまなすの指定管理者となっております。会社の定款で取締役は10名以内と定められており、現在は8名です。内訳は、市民のうち、象潟、金浦、仁賀保地域から2名ずつ、そして市長と副市長となっております。

同じく監査役については、2名以内と定められており、市の代表監査委員と市議会議員による監査委員が務められております。

常勤の取締役はおりませんので、報償は出務した際の日当6,200円と交通費であり、監査役につい

ても同様であります。

日常業務については、当然ながら支配人を初めとする両事業部の職員が行っておりますが、私が会社の代表取締役として実際に現場を確認しながら、また、職員から報告を受けながら業務を統括しているところであります。また、観光課が会社経営に関与することはありませんが、観光振興に関することはもちろん、指定管理担当部門の部署としてとして両事業部と情報交換を行っているという事実はあります。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） 登記簿謄本を見ますと、取締役は市長、副市長のほかにも6名おるようですが、私は70年近くこのにかほ市に住んでおりますが、名前も顔も知らない方が2名おります。当然、職業も分かりません。この市の重要な財産であり、経営を任されている取締役が、市長個人の付き合いだけで、私情だけで選任したと、どうしてもそういう公的なものを、そういう感覚で選ぶとは考えられません。

そこで、どういうことでこの方々、副市長以下6名の方を、役員の方、どこの誰なのか、何を基準にされたのか、この会社の代表取締役である取締役を選んだ市長に伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） ただいまの再質問にお答えさせていただきますが、当然のことながら今議員がおっしゃるように、市長と個人的な付き合いで役員を選ぶというようなことは絶対にしておりません。そのことについては御理解をいただきたいと思っております。

役員の詳細につきましては、事務局よりお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。

現在、役員の方は、平成25年11月から現職でございまして、市長が就任する前から就いている方々がほとんどでございまして。市長、副市長を除く6名に関しましては、企業経営者、元銀行員、元施設の支配人、観光関係者、健康福祉関係者、主婦などで構成されております。

にかほ市観光開発株式会社設立経緯としましては、金浦町時代につくられました観光開発株式会社を継続する形で、象潟町の公社と一緒になるということで発足してございまして、その時の形から続けていらっしゃる方も聞いております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） 私は何を基準にして選ばれたのかと、主婦という、代表という立場であるならば、主婦というのは、このにかほ市に何千人といるわけですから、主婦という基準で選んだということには私は納得するものではありません。

それで、私はこの登記簿謄本にもあります。これは再任ということで平成29年12月12日に再登記をしているわけです。どの方が経営者で、どの方が主婦なのかというのは、女性が3人いるわけですが、多分この方だろうなとは思いますが、しかしながら、この大事な取締役会、取締役に基準が曖昧な中でそれを選任するということは、私は経営に対して責任がある立場の代表取締役は取るものではないと。民間の会社であれば、もしくは社長、もしくは常勤の役員が、この会社経営をす

るのが当然であります。その中に従業員である部長、あるときは支配人と、そのようなことがあるかと思いますが、まさにこのような今の経営状況は、船頭のいない船みたいな、羅針盤のない船みたいなものでありまして、経営方針が明確に伝わっているとは思われないのであります。

そこで市長に伺いますが、誰が市長の代行として会社の経営を任せられ、運営しているのか、それからもう一つ、誰に任せ、代行として経営を任せているのか。まさか従業員の支配人ということは、私はそういう回答はないと思っておりますが、従業員へ経営を任せるなんていうことはあり得ない。

それから、代表取締役は経営方針を決めるわけですが、当然経営方針を決めるとすれば、取締役会を開かなきゃいけない。そうすると、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの26期、1年間にこの取締役会は何回行われたのか。まずその代行、経営を任せられている人が誰なのか、そして、責任ある取締役会というのは何回行われたのか、これを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 経営を誰に任せているのかということについては、渋谷議員も当然のことながら会社経営をなされている方ですので、そのことについては言わずもがなでお分かりいただいているものと思いますが、いずれにしろ代表取締役は私でございます。代表取締役の私がそれぞれに対して経営方針を伝えて、実際の業務を指示して行わせているという形態をとっております。

取締役会の回数につきましては、また担当部長の方からお答えをさせていただきます。

●8番（渋谷正敏君） 議長、おかしいんじゃないですか。商工部長は取締役の管理者ではありません。この会社の経営責任が代表取締役である市長であるならば、市長が招集して代表取締役を――

【「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前10時35分 休 憩

---

午前10時36分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 私どもの方でにかほ市観光開発株式会社と先ほど市長が申しましたように定期的に懇談をしております。そのときに伺っている中では4回というふうに聞いてございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） 私は商工観光部長に聞くのも気の毒なような気がしますね。その懇談会に参加しているかしていないか分かりませんが、しかしこれは、懇談会と取締役は違います。懇談会は、私も社員と懇談会なんかよくやります。週に1回とか、1ヵ月に2、3回は必ずやります。それと取締役というのは、取締役会というのは、取締役が一堂に集まって、これからのこの法人をどう

やってもっていくかという議論をする、経営方針を打ち出すのが取締役会なんです。その取締役会を何回やってるんですかと聞いているのに、懇談会を4回やっているというのは回答になりません。いかがですか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長、今、渋谷議員の話を理解していますね——、答弁できますか——はい、どうぞ。商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 私の言葉足らずだったかと思いますが、私どもその懇談でもって回数を確認したのがその懇談の場ということでございますので、4回、私が出ているわけでもございませんので、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

【「何回やったかと」と呼ぶ者あり】

●商工観光部長（佐藤豊弘君） ですので、私どもが確認しているのは4回というふうに聞いております。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） この場では代表取締役社長として答弁するのではなく、私は市長としてこの場に立たせて答弁をさせていただいております。市長として今、議員のおっしゃることについてのお答えをさせていただこうとして、今、商工観光部長に市長という立場でそのことについて把握している情報をお伝えするように指示したところであります。

代表取締役としてのお答えについては、この場ではできないと言わざるを得ないというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） この場で言えないというのであれば、あえてここで言ってくださいとは言いませんが、しかしながら、その会社の経営内容について、我々議会が何らかの方針といいますか中身を聞く必要はあろうかと思えます。なぜならば、このことについて市民からいろいろな質問をされたときに、議員である我々が分かりませんと、知りませんと、これは市長と一部の取締役が経営しているんで我々は関知するところではありませんというような回答はできないのであります。そういう意味から、ぜひとも議長には、このことに関する特別委員会なりいろいろなことで、この質疑応答ができるような機会をぜひつくっていただけることを希望して次の質問に入りたいと思います。

同社の資本金は2,000万円で、全てにかほ市が出資したものであり、先ほど言いましたように市民が株主、市長は株主の代表と私は認識しております。そして、株主——(3)と一緒にいいです、答えは。時間もありませんので——株主には経営内容、来期の経営方針の説明が必要と考えられます。市民への説明はどのような形でされているのか、市民の声はどのように届いて経営に反映されているのかを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)と(3)、同時でよろしいと言ったんですね。いいですね——。(2)と(3)をお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、同社の資本金が2,000万円、全てにかほ市が出資したものであり、市民が株主、市長が株主

の代表と認識するがということに対するお答えをさせていただきます。

にかほ市が100%の出資者であることから、概念的にそのような思いで捉えられているのかと思います。しかしながら、「市民が株主」については、株主は「市」である、株主が市という自治体、行政機関であるということを、正確には市民が株主ではなく、市が株主であるということを認識していただきたいと思います。

また、市長は株主の代表であるとの認識については、私自身も異論はございません。しかしながら、にかほ市観光開発株式会社代表取締役の私と市の組織を統轄代表して事務をし管理執行する立場のにかほ市長としてということであれば、法律的には別々であるということを知っていただければと思います。

次に、(3)の株主には経営内容、来期の経営方針等の説明が必要と考えます。市民への説明はどのような形でされているのか、市民の声はどのように届いて経営に反映されるのかについてお答えをします。

まず初めに、株主に経営内容、来期の経営方針等の説明が必要と考えますとの御指摘に対しては、株主は市でありますので、株主である市に対して年2回の取締役会と株主総会、経営内容、経営方針等が報告されております。

次に、市民への説明はどのようにされているのかについてであります。地方自治法第243条の3第2項に基づいて、市議会定例会に経営状況を説明する書類を提出する義務があり、さきの定例会においても報告議案の承認を得ているところであります。

また、施設の維持等についての費用に関しても、その都度議会に予算を上程して審議していただいているところでもあります。市民の代弁者でもあります市議会議員の皆さんに対して報告しているものでありますので、理解を得ながら皆さんからも市民への御説明をいただきたいと思っております。

また、市広報で会社の決算状況を掲載し、多くの市民に対してもきちんと報告はさせていただいております。

次に、市民の声はどのように届いて経営に反映されているのかについてお答えをします。

先ほど来お話出ておりますように、株式会社の経営は取締役会と監査機能によって決定されております。会社の取締役及び監査役は全て市民であり、皆さんから御意見をいただきながら経営に反映をしているという内容です。当然、市は指定管理者制度によって管理をしている側ですが、協定にある相互に協力し、適正かつ円滑に管理運営するという趣旨にのっとり私が職員にも市民からの声は届いておりますので、両事業部と情報を共有しております。また現在、象潟ねむの丘事業部の従業員45名のうち42名が市民であります。はまなす事業部についても38名のうち35名が市民であるという内容になっております。会社の健全経営は、こうした両事業部の従業員が支えているものであり、従業員自らが思うこと、市内外の方々からの御意見、日々反映されて現場で改善されている結果であります。

また、両事業部には、御意見箱も設置しながら、お客様の声が速やかに届くように配慮はしております。引き続き皆さんからの貴重な声を大切にしていきたいと思いますと思っております。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） 私の見解と若干違うのは、私は市が株主であれば、その市の出資したお金というのは一般財源であり、それはすなわち税金の一部も入っているんだらうと、そういうような観点から市民が株主であるという私はそのような感覚でございました。ですからにして市民が株主であるならば、株主は経営内容、もしくはその経営に対して、当然自分の意見を述べることができると、これは株主の特権であります。しかしながら、経営者、指定管理者が市長で株主は誰ですかという市ですと。その株主の代表して誰がじゃあ株主総会に参加するのかと。経営者が市長、株主が市長、そしたらそこに市民の声というものがどのような形で反映されるのか、いささか大変疑問であります。私はこのような経営スタイルというのは、全く市民に不信をもたれるものであると、私は長年そのように思っておりました。

そして、市長が市の代表であって株主だとするならば、また、この施設の最高責任者であるとするれば、この施設は損益ばかりでなく、もうかるもうからないばかりでなく、施設の事故、従業員の不始末並びに損害賠償にも代表として責任が生じるわけであります。同じく今、名前だけ借りた取締役なのかどうかは分かりませんが、当て職とは私は決して言いません、取締役を。取締役にも大きな責任が伴うのであります。これは大変重要なことであります。市長、あらゆる全てのこういう今言われた事項に対して、市長としてじゃなくて、私は市長がイコールこの代表取締役ですから、市長としてでもいいし、この会社の経営、代表の責任者である取締役として責任を負う、そういう強い決意でこの経営に臨んでいるかお聞きします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） まずもって、確かに株主は市であり、市長が代表取締役の任に就いているということでもあります。が、ということであれば民間の企業であれば100%そうなると、なかなか外部に情報が公開されていないという弊害は出てくると思いますが、やはりここは、観光開発株式会社については、やはりそこら辺は議会に報告しなければならないという義務も負っておりますし、情報の公開については努めて実施しているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

その上で、次の再質問で、市長の経営に対する責任はどのように考えているのかということについてですが、当然のことながら代表取締役という任においてその責任を負わなければならないということについては十分に自覚はしているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） 今、我々議会に対して報告をなされているというようなことがあります、この第三セクターにおいては、議会で質問というのは大変制限されているところでもあります。どこまで議会が、どの範囲で関与できるかと明確になっておりません。委員会においてもそのことについては、ここで答えることはできないというような、今までも歴代の商工部長が答えていると聞いております。

しかしながら、今、全国でこの第三セクターの経営不振がどこの自治体でも問題になっております。この施設においても土地建物賃借料が26期決算途中で720万円も減額されております。26期の経常利益が84万円ですから、この途中で家賃を下げなければ636万円の赤字であります。将来、大変心配であります。この施設を健全経営にするためにも、無責任な経営体質でないような形にする必要

があります。完全民営化にするか、市長が社長を辞めて、常勤できる指定管理者を探すことが私は必要だと思っております。意見を述べて次の質問に入ります。

3、はまなす、ねむの丘の指定管理者協定と年度協定において、(1)基本協定、年度協定ともに施設を所有するにかほ市の代表者には「にかほ市長代理 にかほ市副市長」と、指定管理者——借りる側です——乙の代表には、にかほ市観光開発株式会社の代表取締役として市長の氏名が明記されております。民法の双方代理の禁止の規定に抵触するための手法とは理解しますが、公共施設の所有者、指定管理業務の監督者としての市当局の実質的な体制を伺います。

また、——(2)も関連して質問させていただきます。——現在の年度協定書は平成30年4月1日に締結され、にかほ市観光開発株式会社は1年度の施設使用料として、はまなす分として370万2,840円、ねむの丘分として1,234万2,840円の合計1,604万5,680円となっております。

さきの12月定例会で提出された同社の26期、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの決算報告書には、はまなす191万円、ねむの丘687万円、878万1,438円と明記され、協定額に対し720万円あまりも減額されております。にかほ市にとっては一般財源の減です。

補正予算は可決されたわけで、この減額に疑義を唱えるものではありませんが、協定締結の当事者、市長、代表取締役と副市長の関係から、どのようなプロセスを経て減額を決定したのか、会社決算前からの経緯と使用料の算定根拠をお願いします。

ちなみに、はまなすにおいては48.1%の減額です。ねむの丘においては44.3%の減額であります。この減額については副市長、貸す立場として、あなたは勝手にこの金額を決めるはずがありません。当然、借り主との間での話し合いがあったわけでして、このはまなすが48.1%、ねむの丘44.3%のこの金額を決めた算定基準は何なのか、副市長に伺います。貸す立場として副市長に答弁をお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） ただいまの御質問、一問一答方式で(1)(2)(3)と分けられないのであれば、当初から混ぜて質問を作っていただきたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

では、はまなすの、ねむの丘の指定管理者基本協定と年度協定について、(1)公共施設の所有者、指定管理業務の監督者としての市当局の実質的な体制を伺いますということについて御質問にお答えをしたいと思います。

まずもって象潟ねむの丘及び温泉保養センターはまなすの施設所有者としては、指定管理者基本協定及び指定管理者業務仕様書に基づき、施設の修繕及び改修を行うとなっております。

指定管理業務の監督者といたしましては、指定管理者が提出する業務報告書に基づき、業務の実施状況の確認を行っております。また、日頃から適切な管理運営となるよう、両事業部と情報公開を行っております。

(2)については、副市長の方からお答えをさせます。

●議長（佐藤元君） 副市長。

【副市長（本田雅之君）登壇】

●副市長（本田雅之君） それでは、(2)の施設使用料の減額決定に至る経緯と使用料額の算定根拠についてお答えをいたします。

まず初めに、使用料の減額決定に至る経緯についてでありますけれども、温泉保養センターはまなす事業部におきましては、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第26期決算に当たりまして、寒波や猛暑、台風などの繁忙期における悪天候がありました。また、宿泊者や入浴者、それからレストラン利用者の減少によりまして減収があり、また人件費の増加、施設管理費の増大等から、営業収入が著しく悪化し、経常利益が約165万円マイナスとなることを見込まれておりました。

一方、象潟ねむの丘事業部におきましては、同じく悪天候、それからガソリンの値上げによる客足の落ち込みなどによる影響が大きいと。それからレストラン、宴会、物販、入浴が大幅な減収となっております。一般管理費を削減したものの、原油価格の上昇による燃料費の増大、そういった影響もありまして経常利益はマイナス533万円というふうに見込まれたところであります。

そのようなことから、市当局と、それから両事業部、社長、副社長ですけれども、管理運営に係る指定管理者基本協定、このそれぞれ27条ないし28条のところにあります使用料に関する規定がございます。この規定には、乙——株式会社の方ですけれども、乙の収益が著しく悪化したときは使用料を減額又は納付を免除することができるとする条項がございます。先ほど言いました赤字が見込まれるということから、この条項を発動しまして、平成30年9月18日付、にかほ市観光開発株式会社の代表取締役である市川雄次から、にかほ市長市川雄次代理であります私副市長本田雅之宛てに、両施設の使用料の減額申請が提出されました。申請の内容につきましては、経常利益のマイナスが見込まれるということから、健全経営を図るために使用料のおおむね半額程度を減額すると先ほど言いましたはまなすの165万円、ねむの丘の533万円が大体カバーできる金額であるという計算が成り立ちました。市としましては、両事業部の第26期という1年間の業績見込み、これを勘案した結果、経常利益がマイナスとならない範囲で健全経営を図るというこのラインが使用料を半額することであろうということで、市長代理としての私の名前で9月21日付で年度協定の一部を変更する協定書を締結したものであります。

なお、ここでは、当然市及び会社双方の利益が害されることはない、不当に害されることはないという判断が成り立っております。

次に、使用料減額の算——

【「はい、いいです。」と呼ぶ者あり】

●副市長（本田雅之君） 算定根拠についてはよろしいでしょうか。

●議長（佐藤元君） 副市長——暫時休憩。

午前10時59分 休 憩

---

午前11時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

副市長、続けてください。

●副市長（本田雅之君） もう一点、使用料額の算定根拠についての問いでございますが、象潟ねむの丘につきましては平成10年に開業しております。開業から10年が経過した平成21年度、これから施設の修繕等が多く見込まれるということから、その費用として会社の営業利益から基金を積み立てると、そして充当するということになりまして、健全経営を維持する範囲での可能な額、これがねむの丘事業部で算出したところ、年間1,200万円でありました。

同じくはまなす事業部におきましても、将来の維持修繕等の経費を見込んで健全経営が成り立つ範囲として、年間360万円という使用料額が算定されました。

なお、この納められた使用料につきましては、基金に繰り入れをして積み立てをしており、改修や修繕、機械類の交換など大きな費用がかかる際の財源として確保しているところであります。経営努力を行いながら健全経営となる範囲で両事業部で算出した額を施設使用料として納めているというところでございます。以上であります。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） 議長の裁量を得まして質問させていただきます。

(2)(3)を分けてしないで一括で質問するんだったら初めから分けれというような話ですが、答弁が長すぎるから(2)と(3)が一緒にするって私の配慮であります。その配慮を理解してもらわないと困ります。

それから、負担——これは赤字補填のために今回家賃を下げたということで答弁がありました。しかし、一般的に、1年間決算終わってから今回赤字だと、来年は厳しいので家賃を下げというのが普通の民間のあり方です。普通のやり方であります。誰も決算終わらないうちに赤字になりそうだから家賃を下げてくださいなんていうのは、民間では一切通用しないし、会社経営者としては全くの失格であります。そういうことも含めて、そういう赤字補填、債務補償などの地方公共団体が債務を、赤字を負担するというときには、第214条でこれをしなければいけないと、そういうことになっておりますから、債務負担行為として定めるべきだとそのようになっておりますので、そのことを申し述べて一般質問を終わります。

●議長（佐藤元君） これで8番渋谷議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を15分といたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時14分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。次に、5番齋藤聡議員の一般質問を許します。

【5番（齋藤聡君）登壇】

●5番（齋藤聡君） おはようございます。5番齋藤聡、一般質問、通告に従ってさせていただきます

す。

その前に、前回一般質問させていただいてから、行政当局の方にはさまざまな問題、私が質問したからというわけではありませんが、さまざまな面で改善していただいた点、こういった点には大変感謝しております。私、市議として一つこの1年間、間もなく1年経とうとしておりますが、一つ市議の役割として行政の監視、監査ですね、という点ありますけれども、また、行政の評価として、その点を市民の皆さんに伝えるという点も私も議員としての一つの役割だと個人的には思っております。ですので、日陰の仕事とは言いませんが、なかなか市民の人の目に当たらないところもいろいろ市民の方との対話を通じて行政の方でやっていることを事細かく伝えていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

では、質問の方に入らせていただきます。

1、水道事業に関してでございます。

水道事業に関してですが、これは市民の方々が非常に興味を持っておられるというか、関心の高いことなので、できればせつかくインターネット配信もされていることですから、市民の方に分かりやすいような形で答弁していただけたらと思います。

では、昨年12月6日、改正水道法が可決されました。テレビの中では、民営化というような言葉がおどっておりましたが、これは全く民営化とは違うということをまず申し上げておきます。

以前から審議されてきたことですが、成立後テレビ等で大々的に報道され、多くの国民の間では、ふってわいた話のように受け取られ、水道料金の値上げや安定的な供給などに不安の声が上がっております。にかほ市でも、これからどうなるのかという不安な声を多く耳にします。水は命の水に関することであり、安心・安全のためにも正確な情報を市民の皆さんに提供することは非常に重要であると考えております。そこで以下について伺います。

(1)改正のポイントの一つ、水道事業施設は自治体が所有して、施設の運営権を民間に設定する公共施設等運営権制度、いわゆるコンセッション方式の導入について、現在の予想では2020年頃に民間が参入し始めるのではと言われております。にかほ市で、このコンセッション方式を導入することはあるのか、また、昨年、由利本荘市と定住自立圏形成協定を結びましたが、水道事業において由利本荘市と広域連携に取り組むことがあり得るのか、こちらについて伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤聡議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

1の水道事業については、(1)は私がお答えしますが、(2)からについては、技術的などところがお尋ねに含まれますので、担当の方でお答えをさせていただきます。

まず、(1)のコンセッション方式を導入することはあるのか、また、由利本荘市と水道事業の広域連携に取り組むことがあり得るのかの質問についてですが、先ほど議員もおっしゃったように、さきの国会で成立しました改正水道法の主な改正項目の一つとして官民連携の推進があります。これは市町村が水道事業者としてその位置づけを維持しつつ、水道施設に関する公共施設等運営権を民

間事業者に設定できる仕組みを導入することができるものと定められたものであります。ただし、この仕組みを導入する場合には、厚生労働大臣の許可が必要だということも申し添えておきます。

また、運営権を民間に付与することについては、議会の議決を得る必要もあります。さらに、水道料金は条例で定めることになっておりますので、さまざまなハードルがあるということは御理解いただけたと思います。

本市の水道事業の状況ですが、水道料金、他市町村と比較しても依然として極めて安価であります。現在のところ、安定した経営状況となっております。

また、水道事業そのものは公共性が高く、独占的な事業である水道事業を民間に委ねることは、議員がおっしゃるように市民の大きな関心事でありますので、市民の十分な理解を得なければ、これは進められないものというふうに思っております。

このようなことを含めて、私としてはコンセッション方式を含む民営化を急ぐメリットが、あまり感じられない。したがって、コンセッション方式の導入については、全く考えていないというところであります。

ただし、官民連携についてはさまざまな手法があります。今後も国・県の動向や他自治体の動きなどを注視してまいりたいと思っております。その上で、次に由利本荘市との水道事業の広域連携についてお答えをさせていただきます。

水道事業の広域的な統合については、県と市町村が協働で行っている人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会の中で水道事業の広域連携作業部会を平成29年2月に立ち上げており、にかほ市もその作業部会の会員として参加をしております。

その作業部会では、水道施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う料金収入の減少により、経営環境の厳しさが増しており、経営健全化の抜本的な改革の一つとして広域連携についても検討を行うものであります。

当面は、施設の維持管理や料金徴収等の事務処理の共同化、取水場、浄水場等の施設の共同利用といった二つの実効性ある緩やかな連携について検討を行うものであります。

また、平成28年度からは、にかほ市、由利本荘市を含む9市町村で県南地区水道事業連携推進座談会を行っており、水道事業者間の相互理解や先進事例の調査研究を行っております。今回改正された水道法において、国は広域連携の推進を含む基盤を強化するための基本方針を定め、県はこの基本方針に基づき関係市町村及び水道事業者の同意を得て水道基盤強化計画を定めることができるとなっておりますが、隣接する由利本荘市とは水道管の接続等の施設整備や施設の共同利用などハード面に関しては地形的に難しいと思われま。しかしながら、現在も喫急の際はお互いに給水車等の物理的、あるいは人的応援などを行っておりますので、ソフト面での連携は今後も引き続き図ってまいりたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） では、市長、再質問させていただきます。

自分もコンセッション方式というものには反対というか必要はないだろうという考えではおりません。その一つとして、当時、根本厚労大臣も小規模自治体には効果がないというふうに言っている

わけで、ウォータージャパンの試算によると、大体コンセッション方式が通用するのは人口50万人の自治体、もしくは地区、それでなければ民間が参入するメリットがないというふうな試算も出ております。しかし国は、こちら厚労省の方の検討委員会の方の資料の方見たんですけども、その中にやはり政府としては、PPPとかPFI推進アクション、こちらの方を推し進めていくというような意向が強く書かれております。また、広域連携に関しても、かなり補助金等を入れて、それで推進していくというふうに、国の方がそういった方針を強く打ち出している中で、広島県などは県全体で水道事業というのをコンセッション方式を取り入れて成功している例ですが、これがもし国の方から、もしくは県全体でというふうに広域連携ないし、さらにコンセッション方式への移行というものを求められた場合、にかほ市としてはどのような対応をしていくか、市長の考えを伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今の再質問にお答えしますが、多分に議員のおっしゃることについても非常に関心事ではあります。今おっしゃるように人口規模が大きくなければ、なかなか効果はあらわれないということについては、私も読み物の中で確認はしておりますが、国からそのような指示があった場合、県がそれで動いた場合というふうになります。それについては私どもにかほ市単独で考慮すべきものではないというふうに思います。やはり他の関連自治体との関係性もありますし、そのことについては1市で、あるいは単独でというふうに判断することにはならないんだらうなという事は理解しております。そのために今も検討部会をあらゆるところで開催しながら実施しているということだと思いますので、そのことについては御理解いただきたいと思いますが、現時点において先ほども述べましたように、にかほ市においては極めて良質で安価な水を市民の皆さんに提供できているというこの状況については、やはり私としてもこれを維持していきたいと思っておりますので、現時点においては先ほど述べたとおりであります。

●議長（佐藤元君） 5番齋藤聡議員。

●5番（齋藤聡君） それでは(2)の質問に移らせていただきます。

改正水道法の大きな目的の一つとして、全国で昭和30年以降60年以上使われてきた水道管の老朽化対策、更新が挙げられております。

にかほ市では下水道の整備と並行して水道管の交換工事を行ってきたようです。また、石綿セメント管について総合発展計画では、平成33年に交換を全て完了させる目標にしているようです。石綿管について、厚労省の方も、あとWHOの方でも、アスベストというのは呼吸器から肺、吸引しない限りは肺気腫とかそういった人体への影響、水道に溶け込んだものは人体への影響がないというガイドラインを出しておりますけども、やはりこちらの方も、今ちょっと心配な点ではありますので、こちらの方お伺いしたいと思います。

①現在残存する未交換の石綿セメント管はどれくらいあるのか。それから、未交換の地区、これはどちらの方になっているのか。それに対して、あと残りの交換費用、交換に関する工事費用、これはどれくらい試算されているのかをお伺いします。

②厚生労働省は平成21年7月、長期的な視点で施設のライフサイクル全体にわたって、効率・効果

的に水道施設を管理運営するため、水道事業におけるアセットマネジメント、こちら資産管理に関する手引きを作成しています。水道管等の施設の更新、今後見込まれる人口減少に伴う水需要の減少を考えると、本市で水道料金を値上げすることを考えるのか。また、料金改定を想定しているのであれば、いつ頃、どれくらいになりそうなのか、こちらの方をお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） ガス水道局長。

●ガス水道局長（小松幸一君） それでは、(2)の①の現在残存する未交換の石綿セメント管はどれほどか、その地区はどこか、それから交換費用はどれくらいかについてでございます。

石綿セメント管の更新については、実施計画にも記載しておりますけれども、現在のところ平成32年度の完了を目標に計画的に実施しております。

平成31年1月末現在の残存している石綿セメント管は、総延長で約2.5キロメートルございます。そのうち将来的には廃止も考えられる区間を除きまして、現在更新が必要な延長は約2キロメートルとなっております。

また、残存する石綿セメント管の主な場所についてでございます。象潟地区の鳥屋森配水場の上流付近が約400メートル。それから象潟地内の国道横断でございます。これは2カ所でございます、これが100メートル。それから上郷地区の小滝集落から梨ノ木台区間でございますけれども、こちらは1,050メートル。それから小滝集落地内の県道でございます、これが450メートルなどとなっております。

それから、交換に要する費用でございますけれども、こちらの方は約1億5,360万円を予定しております。

続きまして、②の本市の水道料金の値上げすることは考えられるか、また、料金改定を想定しているのであれば、いつ頃、どれくらいかについてでございます。

アセットマネジメントへの取り組みについては、平成25年度より厚生労働省が作成し、公表している簡易支援ツールにより、県の指導のもと取り組んでおります。

現在の進捗につきましては、水道施設や水道管路についての将来の更新需要の算出などについて実施しているところでございます。それによりまして、にかほ市も他の類似事業体と同様に、中長期の見通しで更新需要が増加し、人口減少により料金収入が減少すると想定しております。ただし、この取り組みは中長期的な視点で水道事業の将来を俯瞰し、持続可能な水道事業を実現していくための手段の一つであります。料金改定の時期や料金設定の指標となるものではないと考えております。

また、これまで合併後の料金改定は平成19年3月に平均で10.52%、平成26年9月に平均で36.12%の料金体系を行っております。平成29年4月からは簡易水道事業が上水道に統合されております。供給戸数の増、あるいは安価だった料金の統一によりまして収益の増などにより、現時点では安定した経営を維持しているところでございます。したがって、現在のところ水道料金の改定の時期、それから料金の値上げ等の具体的な検討、あるいは想定は現在のところ行っておりません。しかしながら、今後必要に応じ料金改定を実施する場合は、前回同様に経営状況などを見きわめまして、市民の理解を得ながら実施しなければならないと考えております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 全国1,381ある水道事業体の7割の給水人口が5万人以下と言われております。そうすると、これは経営からいくと、実際誰がやっても成り立たないというふうに、経営から考えると、まず水道事業はこういった大きい問題を抱えていると。そうすると、将来的にこの人口減少によって、どの自治体でも水道料金が2倍、3倍になるのではないかと、40年後の試算が出ていますけれども、約40%ほど給水率が減るのではないかというふうな試算も出ておりますし、こちらの方は料金の値上げという、水道料金は生活に直結するものですので、できれば安価なものを提供していただきたいとは思いますが、今の御説明では、中長期的にわたってまず健全な状態であるという報告を受けておりますので、このまま市民の皆さんに安定して水を供給していただけたらなと思います。

それでは(3)の質問に移らせていただきます。

(3)総合発展計画によると、新たな水源地の調査も続行して行うということですが、調査の状況、それから水源地の確保、こちらの方はどうなっているのかをお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） ガス水道局長。

●ガス水道局長（小松幸一君） それでは、御質問の(3)についてお答えいたします。

これまでも水道水の安定供給を図るため、平成23年度に上郷地区の長岡から金浦地区の大竹地内へ送水しております。また、平成29年には同じく上郷地区大森から送水管を延伸しまして小出地区の畑浄水場に送水を行っております。このように合併後、旧町単位の枠を超えまして良質な水を安定的に供給することにより、本市全域にわたりまして市民生活に大きく寄与しているものと考えております。

今年度は、にかほ市の院内地区にある横根浄水場敷地内に新たな井戸を掘削しております。その結果、水源となり得る水量を確認しております。この水源につきましては、来年度でございますけれども、施設整備を行いまして供給する予定となっております。

また、新たな水源の確保をするために上郷地区内におきまして予備調査を実施しております。この調査内容につきましては、同地区内にあります豊富な表流水を水道水へ有効活用するため、その評価、施設整備等の検討を行うもので、専門の事業者到现在委託しております。

このように既存の水道施設の更新を行いながら、新たな水源を確保し、今後も良質な安定した水道水の供給に努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 再質問なんですけれども、こちらの方、もし通告外ということであれば回答していただかなくても結構なんです、新たな水源地の確保とともに災害時に水道の供給が止まった際、一般的には給水車が出て水を市民の皆さんにお配りするわけなんですけれども、なかなかそれだけでは水は間に合わないという人もいらっしゃる、お風呂に入りたいとかさまぎまあります。その際、例えば市として、確かに水道法上、市が例えば川の水であったり湧き水を飲めますよというふうなことを公式には言うことは多分できないかと思いますが、そういった災害時、例えば煮沸して使える水、もしくはお風呂に入れたりとか洗い物をしたりとか、そういったものに使えるような水、水

源ですね、そういったものに関して災害時の対策として井戸、もしくは水源ですね、湧き水など出るところ、こういったものというのは想定されているものでしょうか。

●議長（佐藤元君） ガス水道局長。

●ガス水道局長（小松幸一君） 水道水につきましては、仮にそういう仮のため池とか川とかというのは想定されておられません。ですから、災害時につきましては、先ほども市長が申しましたとおり、隣の由利本荘市、あるいは日本水道協会の秋田支部がごぞいます。そちらの要請で規模の大きな自治体からの給水車の配備等をこちらから要請した場合は、緊急に駆けつけることになっておりますので、そういう対応の仕方を現在とっておるものでございます。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） では、(4)の質問に移らせていただきます。

私が子どもの頃、関東地方の方がにかほ市に来ると「水道水が美味しい」と本当に驚嘆されていたことを覚えております。現在は、にかほ市の皆さんも健康志向の影響か、ペットボトルのミネラルウォーターを買われたり、家庭用浄水器などを利用して、なかなか水道水の水を飲むという方が減ってきたという印象を受けております。

現在、日本の水道水は1957年（昭和32年）に定められた水道法によって、蛇口での残留塩素濃度をリッター当たり0.1ミリグラム以上保持するように定めており、味やにおいの観点からも上限をリッター当たり1ミリグラム以下に抑えるという水質管理目標値も示されております。

そこで、にかほ市で水道水のための消毒方法、蛇口での残留塩素管理について、平成26年度、私ちょっとそこまでしか数値が分からなかったものですから、そこ以降の検査結果をお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） ガス水道局長。

●ガス水道局長（小松幸一君） それでは(4)でございます。水料水の消毒方法、残留塩素管理についての平成26年度以降の検査結果についてでございます。

水道水の水質管理につきましては、関連法規に基づきまして実施しております。また、当該年度の検査結果や次年度の水質管理計画をガス水道局、それと各市民センターの方で公表しております。

水道水の消毒方法につきましては、水道法施行規則では、保持すべき残留塩素濃度を規定するとともに、塩素剤を用いない消毒は認められておりません。

このようなことから、本市の水道水の消毒には、取り扱いが安易で効率性が高い次亜塩素酸ソーダを使用しているものでございます。

現在、水質検査につきましては、専門の検査機関に委託しておるものが市内19カ所で毎月実施しております。また、残留塩素等については、市内24カ所で毎日測定管理しているものでございます。

平成26年度以降、平成27年度の残留塩素の数値につきましてでございますけれども、こちらの方は毎月の水質検査結果ということでございます。各地区別の残留塩素の検査結果は、平成27年度は、旧仁賀保地区で3カ所で値は0.1から0.25ミリグラム／リットルとなっております。それと旧金浦地区では3カ所を測定しております。こちらの方は0.2から0.3ミリグラム／リットルでございます。それと旧象潟地区では4カ所を測定しております。これが0.15から0.30ミリグラム／リットルとなって

おります。それから、平成28年度につきましては、旧仁賀保地区では同じく3カ所測定しており、0.15から0.35ミリグラム／リットル、それから、旧象潟地区も同じく3カ所でございます。0.2から0.25ミリグラム／リットル、旧象潟地区では4カ所測定しておりまして、0.15から0.30ミリグラム／リットルとなっております。

平成29年度からは簡易水道が統合になりましたので箇所数が増えております。旧仁賀保地区では6カ所を測定しておりまして、0.14から0.32ミリグラム／リットル、それから、旧金浦地区は3カ所を測定しておりまして、0.14から0.34ミリグラム／リットル、旧象潟地区では10カ所を測定しておりまして、0.22から0.44ミリグラム／リットル、このような形になっております。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 詳しい数値の方をありがとうございました。ちょっと私が気になったのは、象潟地区の方が残留塩素濃度が0.4以下ということで、平成26年は0.336とか、今お聞きした0.22から0.44ということで、少々高めだなと。やはり私も水を飲んでカルキくさいなとたまに感じる時があるものですから、こちらの方、おいしい水って消毒も非常に大事な点ではありますけども、おいしい水を提供していただけるように、こちらの方もお願いしたいと思います。

あともう一つ、各庁舎等で公告されているということですが、こちらの水の情報というのも、できれば広報等で毎年市民の皆さんに水道に関することのみではなく、こういった生活に直結することは、さっき言った水源の問題であったりとかそういったものも含め、市民の皆さんにも数値等も含め報告していただけたらと思います。

では、2の質問に移らせていただきます。

こちら、市民の健康増進とスポーツ振興、余暇利用、また、延いては住みよい環境整備に関してということで、いよいよ来年2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が間近と迫ってまいりました。市民の皆さんも二度目、日本で開催されるオリンピック・パラリンピックを間近で生で観たいとわくわくされている方も多いと思います。

また、オリンピック後には、スポーツ機運も高まり様々な競技に取り組み始める方もおられます。こうした影響は市民の皆さんの健康増進にも大きく寄与し、スポーツ振興の起爆剤の一端も担ってくれると思います。そこで伺います。

(1)にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で「スポーツツーリズムの推進」を掲げ、2020東京パラリンピックのキャンプ地として誘致することを具体的な事業として掲げていますが、これに関しまして今までの経緯と、それから結果の方をお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2の(1)の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これまでの経緯について御説明をさせていただきます。

国は2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、議員がおっしゃるように多くの選手、観光客が来訪することを契機に、地域の活性化を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ、大会参加国、地域との人的、経済的、文化的相互交流を図る地方公共団体をホストタウンとして全国

各地に広げることとしております。

ホストタウンとなるためには、国への登録申請をする必要があります。登録されれば事業に対して国からの特別交付税措置などの支援を得ることができます。申請に当たっては、ホストタウンの住民と大会等に参加するために来日する選手や大会参加国、地域の関係者、日本人オリンピック、パラリンピアとの交流に関する取り組みを行うことが必要で、交流計画書の策定が必須となります。そのため、申請時に誘致する国と競技種目を明確にし、相手国との交流について詳細な協議も必要となります。

県内の事例といたしましては、美郷町がバドミントン競技で地元実業団と親交のあったタイのバドミントンチームを誘致したのを皮切りに、秋田市はラグビーの秋田ノーザンブレッツのコーチとフィジー首相との交流をきっかけにラグビーの誘致に至っております。いずれもこれまでの交流実績が土台となっていることによりますので、なかなか交流実績が土台とならないところにおいてはホストタウンになるにはなかなか厳しいなという感想を持っております。

本市では、平成27年から国が運営するスポーツ施設データベースサイトに仁賀保運動公園やTDK秋田総合スポーツセンターなどの施設情報を登録し、広く海外に向けて本市の情報を提供してまいりました。平成30年度には、本市サッカー協会を通じて日本サッカー協会にパラリンピックブラインドサッカーの誘致あっせんをお願いしております。しかしながら、誘致するに当たっては、施設の要件に屋外人工芝フィールド、これが必要であるということが提示され、本市にはこの条件を満たす施設がないため、誘致を断念する結果となっております。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） この2と3の問題に関して、昨日実は市長の発言の中で私もキーワードに挙げたい言葉がありまして、昨日市長もおっしゃりましたが、おもてなし、もしくはホスピタリティ、この言葉の意味を捉えながらちょっと2、3の問題をお話していきたいと思うんですが、まず今の問題、先ほど市長も言いましたが、美郷町、こちらの方のタイのバドミントン競技の練習地としての誘致、これ県としては一つですけれども、こちらの方の美郷町の体育館リリオスは、まずバドミントンのコートが10面入る、敷地面積が1,824平米あるような大きい体育館を要しております。また、県の方でATFA、これは秋田・タイ王国友好協会の方に、市の方でもこちらの方に参加されていると思いますが、こちらを通じてタイ国の方に何度も訪問して、美郷町を売り込んでいる、こういった状況が長年あってこそその誘致成功だったと思うんですね。このことに関して、今、市長も施設の面でおっしゃいましたけれども、このおもてなしという言葉はオリンピックの際に、誘致の際に、決定した際によく使われましたけど、日本人のきめ細やかな、例えば飲食店での応対とかそういったもののみならず、相手が望むこと、つまり、そういった施設、そういったものも準備されてこそおもてなし、細心の配慮があってこそのおもてなしになると思うんですが、こういったことに関して市としてもう一度そこまで目的を持って準備をしてきたのかということについて再度お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員の再質問にお答えしますが、今、議員もおっしゃるように美郷町については、やはり施設準備もできていたと。それに対して取り組みも既に早々に行われていたという

事実があります。なかなか急に手を上げて、それでオッケーというふうにはならないというのが実際だと思っています。そう考えると、そういうホストタウンとしてやっていくんだということについて、本気で取り組むためには、もう少し準備が必要だったのではないかなというふうに私も今反省をしております。が、今、現時点でそこに取り組むということについては、なかなか今、もう現時点では厳しいのかなというふうには思っております。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 市長が今おっしゃったような、現時点ではまずもう遅いということですが、文科省の方が2020年に向けてスポーツ振興政策、地域におけるスポーツ環境の整備といったこちらの方針の方で各地方自治体にアンケートをしたところ、約8割の自治体が、やはりオリンピック、もしくはパラリンピックの誘致ということを実施の中に掲げているというデータが出てました。確かにどこもそういうことを考えるんだろうなとは思いますが、やはり施策、もしくは目標に掲げる以上は、それなりに達成するための努力をして、そしてその目標に応えるということが非常に重要かと思うので、安易には申しませんが、目標を設定するにはしっかりとした仕組みを考えて取り組んでいただけたらと思います。

それでは(2)、こちら、市川市長も十分御存じの質問かと思いますが、先の議会で市長の公約に掲げた金浦地区へのスポーツ施設、フットサルコートなど多目的用途の屋内施設の建設を明言されておりました。これは市長の公約でもあり、多くの市民も市の中心部にそういった施設があることを望んでいると思います。

しかし、本市ではスポーツ関連施設の整備については、ほかにも計画・検討されてきたものがあります。市長は議員時代、北海道幕別町にパークゴルフの視察に行かれ、時の議員も生涯スポーツの観点から過去の議会において質問した際、第2次国土利用計画におけるスポーツ施設整備事業用地として、これは具体的な事業計画ではございませんでしたが、6ヘクタールくらいのを野球場ないしパークゴルフ場として想定していると前市長の横山市長も答弁されておりました。そして、総合戦略の具体的な施策にもパークゴルフ場の新設整備、完成後の年間利用者数の目標値も年間1万1,300人利用されるということが明記されております。また、過疎地域自立促進計画の中にも体育施設の事業として、パークゴルフ場整備、もしくはボルダリング場整備が示されております。そこで以下を伺います。

①市長が公約された金浦地区への運動施設の整備と総合戦略に盛り込まれている計画の優先性、どのように遂行されるのか市長の見解をお伺いしたいと思います。

②パークゴルフに関して事業実施計画——平成30年から平成32年——の平成30年度に調査と示されていますが、ボルダリング場となっていますが、ボルダリング施設の整備はどうなっているのか。また、両施設の進捗具合、整備の見込みをお伺いします。

③仁賀保勤労青少年ホームにはトレーニング室が整備されており、多くの市民が御利用されております。冬期間には、気温の低下や路面状況、雪の状況によってウォーキングやランニングは難しい状況です。こうした事情により、全国的に冬期間には運動不足による筋力の低下が指摘されており、いかにしてこの時期、筋肉貯金をするか、大事かということが重要であると専門家の指摘もあ

ります。市民の皆さんの健康増進のためにも、こうしたトレーニング施設が身近で利用できるように各町に整備してはいかがかでしょうか。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前11時59分 休 憩

---

午後0時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

●5番（齋藤聡君） では、(1)(2)(3)とされておりますが、ちょっとこちらの方——どうなってる。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後0時00分 休 憩

---

午後0時01分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

●5番（齋藤聡君） 失礼しました。すいません。

では、(2)(3)(4)となっておりますので、一つずつ質問させていただきます。——よろしいですか。

では(1)市長が公約された金浦地区への運動施設の整備と総合

【「(2)です」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） (1)がないから。

●5番（齋藤聡君） 議長、先ほど全部読み上げてしまったので一括でよろしいでしょうか。市長、よろしいですか。

●議長（佐藤元君） いいですよ。——ちょっと休憩します。

午後0時01分 休 憩

---

午後0時02分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

市長、答弁。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)の市長公約の金浦地区への運動施設の整備と総合戦略等に盛り込まれている計画の優先度についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、先の12月定例会において他同僚議員の一般質問で答弁させていただいたよ

うに、本市には屋内運動施設の類似施設としてとんがり童夢パオやTDK秋田総合スポーツセンター内にある屋内練習場がありますが、利用に当たっては冬期間が非常に混んでいる状態で、市民の要望に十分にお応えできない状況という厳しい状況になっております。

市民からは、雨天時、あるいは冬、屋外スポーツを楽しみたい、子どもたちの遊べる場所がほしい、同世代のみならず幅広い世代の方々と交流できる場所がほしいといった声が聞かれておりました。

こうしたことから屋内運動施設を優先すべきものと考えており、パークゴルフ場、ボルダリング場の整備については、計画を再考していきたいというふうに考えております。

続いて、(3)のパークゴルフ場とボルダリング場の進捗具合と整備の見込みについてでありますけれども、今申し上げましたが、パークゴルフ場については平成30年から平成32年の事業実施計画で、平成32年度に調査と示されていることですが、正確には平成30年度に調査、平成31年度に用地買収、実施計画、平成32年度に造成整備となっており、それぞれ1,000円の存置予算となっております。また、ボルダリング場についても平成32年度に整備ということで同じく1,000円の存置予算となっております。両施設とも計画としては載っていますが、今のところ一切進んでいないというのが実情でありました。

日本パークゴルフ協会のコース設置基準によりますと、パークゴルフ場は18ホールで1万2,000平方メートル以上の土地を要し、管理棟や駐車場を含めると最低でも2万平方メートルの土地が必要となります。これらを整備するとなると、設置場所や整備費、運営費など多くの課題があります。

また、ボルダリング場については、指導者がいないと危険な競技であり、競技や練習は指導者同伴ということが望ましいものと考えております。しかしながら、現在、市には指導者がいないと、指導できる体制が整っていないというのが現実でございます。

こうしたことから、まずは屋内運動施設の整備を優先することとし、繰り返しになりますが、パークゴルフ場、ボルダリング場の整備計画については再考したいと考えております。

続いて(4)トレーニング室を各町に整備することについてであります。

仁賀保勤労青少年ホームのトレーニング室は、昨年の夏にマシンを一部更新しております。ウオーキングマシンが5台、エアロバイク3台など、計21台のマシンがあり、年間登録者数が650人、年間延べ利用者数は1万5,000人を超える状況となっております。一日の平均利用者数は約50人から60人で、夕方5時半から7時半頃にかけて混雑する傾向にありますが、日中などは比較的マシンの空きがあり、利用しやすい環境にあります。

また、市内には体育館や象潟B&G海洋センタープールなどがあり、運動の選択肢は違いますが冬期間でも屋内で運動できる施設があります。

象潟、金浦、仁賀保の各体育館では、曜日と時間が限られておりますけれども、冬場の12月から2月にかけてウオーキング開放時間を設けてもおります。

御質問のトレーニング施設の整備についてですが、現在新たに整備する計画はありません。既存の仁賀保勤労青少年ホームのトレーニング室を利用させていただくことを、まずはお願いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 間違えたのに御丁寧に回答していただきありがとうございます。

市長にお伺いしたいんですが、今、こちらのパークゴルフについて再考という発言でございましたけども、こちらの方、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でうたわれている事業ですが、まだこちら、5年の改定には至っていないわけで、その変更する際に、まだその時期、残りの5年分を審査する途中にこの事業を再考されるっていう合理性といたしますか、そちらの方のお考えの方をお伺いしたいんですが。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 確かにまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に記載されております。その事業について、やはり優先度というものを考えていかなければなりません。私としましては、公約も含めて全体の事業計画の中で何を優先していくかというのは私の専権でございます。その中で今回の他事業との兼ね合いを考えたとき、同時に全ての事業を行うのは極めて厳しいと、予算的にも、人員的にも、物理的にもですね。そうなってくると、何を優先するかということも十分に考えなければならない。先ほどお答えしました各地区に屋内運動施設ということについても同様であります。それぞれの地区にあれば、それは越したことはないわけですが、例えばじゃあプールが象潟地区にあるから、ほかの地区にもほしいといったときにつくるのかという話になります。やはり同じく旧3町の間で整備されてきたものについては、それぞれがその地域に合ったものとして皆さんに活用していただきたいと思っておりますし、そのための移動手段として市が整備することについて、これはやぶさかではないということになります。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） パークゴルフに関しては、私も議員になってから同僚議員の方から話を伺って初めて知ったわけですが、こちらの方、非常に魅力あるスポーツ、市長の方も十分御理解されていると思っておりますが、できれば小さい世代から、それから年代、お年寄りの世代まで、皆さんが一緒になってできるスポーツ、そういった家族でできるスポーツという意味で非常に何というんですか、病院でリハビリに使われていたりとか有効性の高いスポーツだと思いますので、こちらの方、由利本荘市でも御存じのとおり4カ所ほど整備されておりますし、こういったものをにかほ市の方でも整備していただいたらどうかと思います。

時間がなくなりましたが、3、インバウンドに関しまして質問させていただきます。

今年4月1日から秋田空港に台湾の遠東航空——ファーイースタン航空が火曜日・土曜日の週2便を1年間定期チャーター便として運行することが決定しました。計画では149席ある旅客機のようなのですが、平均搭乗率を80%と見込んでいるようであります。

御存じのとおり、この見込みは台湾からのツアー客を見込んでおると思っています。市長も率先して先頭に立って近隣アジア圏へのトップセールスを行われていることは十分承知しております。インバウンドの誘致に関して、交流人口の拡大、地域のにぎわいの創出、そして地域経済の活性化につなげていくためにも大いに期待しているところであります。そこで次のことについてお伺いします。

(1) 今回の県の台湾への働きかけに対して、にかほ市でも誘客にこちら動かされたのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (1)にかほ市でも動いたのかということについてお答えをさせていただきます。

昨年8月、秋田県の主催で行われました秋田県台湾トップセールスに本市からは副市長に参加していただきました。その行程において、秋田県知事ほか県内9自治体の首長、副首長とともに遠東航空を訪問し、定期チャーター便の要請を行っております。しかしながら、1年間の定期チャーター便につきましては、必ずしも今回の訪問で実現したわけではありません。佐竹知事就任から毎年台湾トップセールスを行っており、今回は10回目でありました。今回の定期チャーター便の実現は、こうした粘り強いトップセールスの結果であると評価をさせていただいております。今後も引き続き県と連携したセールスは行ってまいりたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 申しわけありません、最後の質問になると思いますが、では、(2)総合戦略では、平成31年度の外国人宿泊客数を600人という目標値に定めておりますが、平成30年度までの推移と、それから平成31年度、こちら先ほど海外旅行者の誘致という点も絡めまして、この目標600人を達成できる見込みなのかどうか、こちらの方ちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)の平成31年度の目標値600人を達成できる見込みなのかについてであります。

初めに、外国人宿泊客数の推移についてであります。平成27年度は810人、うち観光客は21人、平成28年度は1,230人、うち観光客は43人、平成29年度は1,073人、うち36人は観光客で、平成30年度までについては12月までの集計ではありますが825人のうち54人が観光客となっております。目標値600人には、ビジネス目的ではなく観光客としていることから、来年度中での達成は现阶段では難しいものと思っております。

本市でのインバウンドへの取り組みについては、実質的に平成28年度から行われておりますが、昨年度に台湾エージェントの招聘や英語版パンフレットの作成、外国人観光客宿泊助成、旅行エージェント商談会へ参加などを現時点で活発に行い始めたところでございます。そうした効果が数値として現れるには、継続した取り組みが必要であり、もう少し時間をいただきたいと思っております。

また、昨年11月、観光協会が市内宿泊施設に対してインバウンド対応が可能か調査したところ、4施設が可能との回答であったことから、受入可能な宿泊施設も限られている状況だというふうに申し添えさせていただきます。

また、ビジネス客は目標数値を超えておりますので、ビジネス客の観光部分をどう増やすかについても検討を加えたいと思っております。

なお、現在把握しております来年度分の状況につきましては、40人の団体が2組、計80人の宿泊予約が既に入っております。

- 議長（佐藤元君） これで5番齋藤聡議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。昼食のため、1時半を再開とします。

午後0時16分 休 憩

午後1時29分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続行します。次に、14番佐々木敏春議員の一般質問を許します。14番。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

- 14番（佐々木敏春君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1、危険なブロック塀についてであります。

昨年、西日本豪雨被害、北海道胆振東部地震など自然災害が相次ぎました。昨今の自然災害は激甚化し、発生頻度は高まっているといわれています。確かに日本の北から南まで、いどこで、いかなる災害が起こっても不思議ではない、このように思わせるような災害が毎年発生しているのが現実であります。幸い当市においては、大きな被害をもたらす災害は発生していませんが、災害への事前の備えについて相当の緊張感をもって対策を講じていく必要があるものと考えます。ついては、以下について質問をいたします。

(1)地域防災計画第3編「地震災害対策」第2章第4節「建築物災害予防計画」の第4には、ブロック塀・石塀等について、法令以前に構築されたものは所有者に耐震補強の必要性を指導するとあります。指導の対象となる危険なブロック塀の把握はなされているのか、また、これまで指導に当たるケースがあったのか、さらには対策の進展状況をどのように市当局は捉えているのか伺います。

- 議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

- 市長（市川雄次君） 1の危険なブロック塀等についての(1)(2)については担当の方で、(3)については教育委員会がお答えをさせていただきます。

以降、2についても教育委員会の答弁となります。

大きな3と4について、私の方からお答えをさせていただきます。

- 議長（佐藤元君） 総務部長。

- 総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、佐々木敏春議員の1、危険なブロック塀等についての御質問にお答えをいたします。

(1)の危険なブロック塀の初めに把握状況についてでございますが、地域防災計画に掲載しておりますように、昭和56年に改正されました建築基準法施行令以前に建築されたブロック塀、または鉄筋が腐食して危険と思われるブロック塀について、所有者に耐震補強の必要性を指導するとありますが、ブロック塀は個人財産であるとともに撤去には自己負担が生じることから、現在、公共施設以外の危険ブロック塀の把握はいたしてございません。したがって、行政主導による強制的な撤去

指導は行っておりませんので、あくまでも管理している所有者の申出を基本として運用してきているところでございます。

しかし、自治会長等、もしくは地域住民の方々から危険ではないなどの相談があった場合には、防災課職員が補助対象となるか否かなどの確認についての現場調査を行い、所有者に補助制度の紹介をしたケースはございます。

次に、対策についてでございますが、本市では平成21年4月に県内でいち早く危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱を制定し、所有者に対して危険ブロック塀撤去の支援をしてきておりますが、県内においては本市のほか能代市、大館市、鹿角市が同様の支援制度を実施しているものがございます。

また、対策の進展状況としましては、対象要件や補助金額などの内容も含め、毎年、行政懇談会で自治会長や町内会長、自主防災組織の皆様には周知を図るとともに、市民の皆様には市広報及びホームページ等に掲載し、啓発に努めておるところでございます。

なお、助成制度を導入してからの利用状況については、詳しくは(2)の御質問で申し上げますが、平成21年度に制度を導入後、現時点まで合わせて37件、204万4,000円の補助金を交付しておりますので、補助制度導入により市内の危険ブロック塀は確実に減少しているものと捉えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 佐々木議員。

●14番（佐々木敏春君） 民間のブロック塀については、自治会長等の申出により把握がされ、取り組みがなされているという、こういう御答弁でございました。

それで、自治会長さん方が一番よく知っていることかとは思いますが、やはり行政においてもしっかり現状を調査するというその体制も必要ではないのかなというふうに考えます。100%危険な箇所を排除していくということで取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

次の質問にまいります。

(2)また、「道路に面した塀などについて、危険性の高い塀の撤去に対する補助制度を実施している」とあるが、補助制度の内容とはどういったものか。また、制度活用に向けた周知方法、制度活用の実績は、どのような状況かお伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、(2)の助成制度の内容についての御質問にお答えをいたします。

対象物件については、道路に面した高さが1メートルを超えるコンクリートブロック塀やレンガなどの礎石像による塀や門柱で所有者からの事前相談を受け、防災課で現地調査を実施し、診断カルテで55点未満と判定された物件が対象となるものがございます。

診断項目は、建築年数や塀の高さ、傾き、ひび割れ、損傷状況などを点数化して、危険ブロック塀であるか否かの判断をいたします。その後、見積書や図面を添付の上、所有者からの補助金申請となり、補助金交付決定後、撤去工事を実施し、工事完了後、所有者が業者に代金を支払い、所有者から領収証及び完成写真を貼付した実績報告書を市に提出していただき、市で現地を確認後に所

有者に補助金を交付いたしております。

なお、補助額については、撤去または改修に要する工事費の2分の1、または当該ブロック塀等の高さに延長を乗じて得られる面積に1平方メートル当たり4,000円を乗じた額のいずれか少ない額とし、1敷地当たり10万円を限度としてございます。

これまでの補助金の実績件数及び実績額でございますが、平成21年度が11件の57万3,000円、平成22年度が4件の19万6,000円、平成23年度が4件の20万3,000円、平成24年度が8件の45万4,000円、平成25年度が2件の12万6,000円、平成26年度が3件の19万9,000円、平成27年度はございませんでしたが、平成28年度が1件の8万3,000円、平成29年度が1件の4万4,000円、平成30年度今年度が現在のところ3件の16万6,000円となっております。したがって、助成制度開始からの10年間で37件の利用がありまして204万4,000円の補助金を交付している状況でございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 再質問といたしますか、質問書には掲げておりませんが、耐震改修促進法に基づく耐震診断は、現在、避難路沿いの建物に義務づけられていますが、塀については義務がありません。このため、国交省は耐震基準が強化された昭和56年、1981年以前に造られ、避難路沿いにある塀も一定の要件のもとで耐震診断を義務づけますというふうに決めたようでございます。そして、国交省のプレスリリースによりますと、平成31年1月1日に施行になっているようでございます。この辺の部分につきまして、これからいろいろ市当局の方で助成制度の中に組み込んでいくものかどうか、その辺を確認したいと思います。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） ただいまの御質問でございますが、1980年以前に避難路沿いに造られたブロック塀などということでございますが、本年1月1日から新たに施行になっているというところで、その補助についても新たに要綱を作っていくかということだったと思いますが、現在のところは今ある補助要綱の中で対応してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） それでは、次の質問に進みます。

(3)通学路における危険なブロック塀について、把握の状況、対策についてお伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、(3)の通学路における危険なブロック塀の把握、対策についてお答えいたします。

市内の各小学校、中学校では、先生方が下校指導の際に通学路の安全確認を行っているところで、また、PTAでも校外指導部を中心に毎年各町内の危険箇所を中心に安全点検を行っております。

また、今年度、全小・中学校に指定しましたコミュニティスクールの運営協議会でも、この通学路の安全確保について話題をしながら具体的に対策を講じてきております。そして、にかほ市で

は、にかほ市通学路安全推進会議があります。それを開きまして関係機関とも連携しながら定期的に合同点検を実施しております。必要な対策内容については、関係機関と協議しながら安全確保に取り組んでいるところであります。

昨年6月18日に発生しました大阪北部地震によるブロック塀倒壊を強く受け止めまして、各小・中学校とも緊急に通学路の安全点検を行いました。その結果、倒壊の恐れがあるブロック塀の報告は通学路ではありませんでした。ただ、学校近くの通学路以外で1件の報告がありました。これについては、町内からの声が上がっているということからも、その後日に所有者が撤去したようであります。

今後とも私たちは各小・中学校における通学路の点検を継続していきたいし、また、PTAともお願いしまして点検活動も継続していきたいし、そしてまた、にかほ市通学路安全推進会議も定期的にこの合同点検と、それから協議を継続していきたいと思っております。そして、コミュニティスクールの運営協議会でも、この通学路の安全確保というものに対して非常に注目しながら、自治体を中心にしながら子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） それでは、2の質問に移ります。

小・中学校のエアコン設置についてであります。

国の2018年度補正予算では、近年の極端な気象から子どもたちを守るために、全国の公立小・中学校の全ての普通教室へのエアコン設置を進めるとし、防災・減災の観点から災害発生時に避難所となる体育館等についてもエアコンの設置を進めるとしてあります。

エアコンを設置するかどうかにつきましては、各自治体はその土地の気象状況等により異なる対応をすることになりますが、にかほ市においては平成30年度補正予算、新年度予算、いずれにも計上されませんでした。子どもたちの学習環境を整える責任を担う市として、どのように対処をされるのか、以下について質問をいたします。

(1)エアコン導入に係る設置費用及び維持管理費用に係る市の持ち出しは、どのくらいの額になるのか。国の方では、維持費に係る電気代、これの助成も検討されているようですが、もしこういったところにも情報がありましたら御答弁いただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） (1)については教育次長が答弁します。(2)については、私の方で答弁したいと思います。よろしく申し上げます。

●議長（佐藤元君） 教育次長。

●教育次長（齋藤隆君） そうすれば、エアコンの導入に係る設置費用及び維持管理費用に係る市の持ち出しはどのくらいの額になるかについてであります。

にかほ市の小・中学校では、普通教室74教室のうち73の普通教室がエアコン未設置となっております。エアコンを国の補助事業を活用して設置する場合、他市の例を見ると、その工事費は機器代のほかキュービクルなど電気設備の工事代を含めて1教室当たり約300万円かかると見込んでおります。これをもとに試算すると、合計で約2億2,000万円かかることとなります。国庫補助の補助率は3

分の1ですので、補助金は7,300万円となりますが、国の補助は国で定める配分基礎額をもとに算出した事業費と実際の事業費を比較して低い方を補助算定する規定になっておりまして、これで試算すると国庫補助金は約4,000万円となります。実際の補助割合の3分の1より低く算定されているというのが実情のようであります。このことから、国庫補助を活用してエアコンを設置する場合は、市の持ち出しは2億2,000万円から約4,000万円を差し引いた1億8,000万円となると見込んでおります。

しかし、以上の国庫補助は天井埋め込みカセット型のようなタイプのエアコンを対象としており、家庭用の簡易な壁かけタイプや床置きタイプは補助対象外となっております。仮にこの国庫補助を受けなくて簡易なタイプで設置する場合、過去に設置した例、これは金浦公民館の研修室なんですけれども、これを参考に試算すると1教室約100万円、73教室で7,300万円かかると見込んでおります。ただし、これには電気の容量が不足になった場合のキュービクルなどの電機設備工事代が含まれておりませんので7,300万円を上回ることが予想されますが、実際のどのくらいになるかというのは、そこまではまだ試算しておりません。

次に、維持管理費用ですが、国の補助対象の機器を設置した場合は、清掃点検費として1教室当たり年間約3万円、73教室で年間約219万円かかると見込んでいます。また、電気代については、1日8時間稼働させたとして概算で1教室当たり1日300円、73教室で1日当たり2万1,900円とします。昨年の6月から9月まで28度以上の日は夏休み期間を除いて14日間ありましたので、これで試算すると電気代は年間で30万6,600円となります。

以上、点検や電気代などの維持管理費用は合計で年間約250万円かかると試算していますが、これは家庭用の簡易なタイプの機器を設置した場合は、この250万円はかからないのかなと思っております。

また、電気代の助成について国会の予算委員会で話し合いがなされたようですが、今のところ詳しい通知等は来ていない状況です。

維持管理費用は、現時点で国等からの補助はありませんので、これらは全て市の持ち出しとなります。以上です。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 設置に係る補助率が3分の1という、こういう御答弁でございましたけれども、国の補助を従来どおり3分の1、残り3分の2を全て地方債で充当できるようにするというのが国の考えのようでございます。その返済金の6割を国からの地方交付税で賄える仕組みを作るというのが国での取り組みのようございまして、それからすると各自治体の負担割合は4分の1程度になると、こういうふうな情報もございます。その点についてはいかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 教育次長。

●教育次長（齋藤隆君） ただいまの起債の関係なんですけれども、それについては平成30年度の補正のみに対応するというので、あと期限が過ぎておりまして、それについては本市は今のところ該当しないと。そのほか起債の件についてもいろいろ検討しております。ただし、さっき言ったエアコンの機種、天井埋め込みタイプはいいとか、あるいは簡易な壁かけタイプはだめとか、あるいは電気工事が伴うものはいいとか悪いとか、いろいろ規定がありまして、一概に起債の対象に

なるとは言い切れないというような状況になっております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 2018年度限りの国の支援、こういう御答弁でございますけれども、いずれ何かしらの国からの支援を得ながら進めていくことになろうかと思えます。

そこで次の質問に移りますけれども、(2)でございますが、2018年度に導入をしないと、2018年度の補正予算に該当はしないというこういう決定に当たって、市内の小・中学校におけるエアコンの設置の必要性をどのように判断されたのか、次の観点から伺いたいと思えます。

①昨年において熱中症等の体調不良を訴えた生徒はいなかったのか。

②教員や父兄からの要望等はなかったのか。

③山形県を含む近隣自治体の取り組みはどのような状況なのか、以上3点についてお伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、(2)のエアコンの設置の必要性をどのように判断するかについてお答えいたします。

まず、①ですが、昨年、熱中症で体調不良を訴えた児童・生徒がいなかったかについてお答えいたします。

昨年度の夏場に体調不良を訴えた子どもは11人でしたが、熱中症ということではなく、多くは寝不足であったり、朝食抜きであったりと、基本的な生活週間の乱れが原因であったというふう聞いております。

次に、②の教員や父兄から要望はなかったのかについてお答えいたします。

毎年各校でPTAの要望を取りまとめ、にかほ市連合PTA会として教育委員会へ文書で要望することになっております。そのPTAの連合会としては、今回は要望は提出されておられませんでしたが、ただ、要望文書の提出はありませんが、通常の会話の中でエアコンがほしいという先生方や、または保護者、子どもたちの声が上がっていることは確かであります。

次に、③の山形県を含む近隣自治体の取り組みはどうかについてですが、今年度、国の臨時交付金を活用してエアコン設置の補助事業を申請した自治体は、県内の25市町村の中で11市町村でした。その中でも市は潟上市、由利本荘市、大仙市、仙北市の4市でありました。それで、潟上市は全部の小・中学校とも全て設置する計画のようです。由利本荘市と大仙市、仙北市は、一部の小・中学校の設置計画であります。特に隣の由利本荘市では、小・中学校24校ありますが、小学校7校のみにエアコンを設置するという補助申請をしておりました。

今回申請しました自治体によりますと、3分の1どころか4分の1、5分の1しか補助がなく、自治体の持ち出しが予想以上に多く、悩んでいる自治体も多いと聞いております。

さて、隣の山形県の状況であります。遊佐町は5小学校、1中学校、全てエアコンを設置する予定です。酒田市も同じように23小学校、7中学校、全て設置する予定であります。このような状況から、にかほ市内の小・中学校におけるエアコンの設置の必要性をどう判断するかについて考えた

きには、次の三つの視点から判断していきたいと思います。

一つは、気候の状況であります。昨年度を調べたら、にかほ市は全県の中でも猛暑日、真夏日が一番少ないというふうな結果になっていますが、現在、地球温暖化の影響によりまして、このにかほ市も以前に比べて暑い日が多くなっているという現実を真摯に受け止めていきたいと思います。

二つ目は、児童・生徒の健康維持と学習効果の向上であります。猛暑が続く中、児童・生徒の遊びの場とか生活の場である教室内の環境が悪化し、体調を崩すケースや、または学習効果の妨げになる可能性が多いということも判断の一つだと思えます。

三つめは、近隣の自治体がこのようにエアコンを設置する方向に進んでいるという、この三つの視点から判断した場合に、にかほ市としても児童・生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるように、今後、エアコンの設置の方向で検討をしてみたいと思います。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 設置の方向で検討をされるという御答弁でございまして、設置は今年の夏に間に合わせるためには、どのようなスケジュールが必要なのか、今年の夏には無理なのか、その辺を少し教えていただければと思います。

●議長（佐藤元君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） 今年の夏、必ず設置するというふうな確約はできません。ただ、補助申請にいきますと、ほとんど6月まで出さなきゃいけないということで、その該当にはほとんど間に合いません。ただ、先ほど次長が申しあげましたように、補助対象でなくて、まず1教室約100万円だとすれば、その7,300万円というふうな、その方法を取り入れていくというふうな方法もありますから、そうすれば補助体制の期限とかそういうことはないので、まずこちらの方の財政と相談しながら検討してみたいと思います。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 未来を担う子どもたちのために、一刻も早いエアコンの設置を希望して次の質問にまいります。

3、人手不足対策についてでございます。

秋田県中小企業団体中央会がまとめました2018年度の県内労働事情に関する実態調査、これは本県の従業員300人以下の事業所の中から600事業所を抽出し、昨年7月に実施したものでございます。これによると、企業が経営上の障害となるとして挙げた上位に「人材不足（質の不足）」44.7%、「労働力不足（量の不足）」34.6%の二つが入っている結果となり、質・量ともに人手が不足している実態が報告されています。

また、中央会では「人材確保は地方ほど難しい傾向にあり、業務内容を見直すなど、企業は限られた人員の中で業務をこなそうとしている」と分析しています。本市の事業所においても、「ここ数年、新入社員を獲得できていない」、あるいは「条件のよい大手に集中し、募集をしても応募者がいない」などの声が聞かれ、現状は大変厳しいものとなっております。

国・厚生労働省は、中長期的な労働政策を検討する雇用政策研究会の労働力推計を公表し、経済がゼロ成長で推移し、女性や高齢者の労働参加が進まない場合、2040年の就業者数は2017年の6,53

0万人から20%に当たる1,285万人が減少し、5,245万人に落ち込むと試算をしております。一方、経済が成長し、女性、高齢者の就業が進む場合は、就業者6,024万人を確保し、506万人の8%の減少にとどまるとしております。いずれ、人口減少で就業者数が長期的にマイナスに陥る事態は避けられないとしております。

これらのことから、人材の確保、労働力の確保は、地域産業を維持し、地域経済や地域の振興をも左右する大きな要素として今後ますますクローズアップされ、いかにして人材と労働力を確保するのか、当地域にあっても長期にわたり深刻なテーマになっていくものと考えられます。行政としても早急に対策を講じていく必要があると考え、以下の点につきまして市長の見解をお伺いします。

(1)人手不足を緩和するための第一歩として、生産性の向上と市内の人材の発掘登用を進めるべきと考えますが、どのような施策が考えられるのか、これについてお伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木議員の3、人手不足対策についての(1)人材不足を緩和するために生産性の向上と市内の人材確保を進めるべきと考えるがという御質問に対してお答えをさせていただきますと思います。

本市の事業所の多くは中小、あるいは小規模の企業で占められており、特に市の基幹産業である製造業においても下請け型、加工組立型が多く、付加価値、生産性が低いといったことがもともと課題となっていた中で、第4次産業革命の進展や急速に進む人口減少などにより、生産性の向上や人材の確保は双方とも喫緊の大きな課題となってきております。

生産性の向上については、国が昨年6月に生産性向上特別措置法を施行したのにあわせて、にかほ市においても先端設備等の導入促進基本計画を策定しております。これにより、製造業のみならず建設業やサービス業など幅広い業種を対象に、一定基準を満たす労働生産性の向上に資する設備投入を行った際に3年間、固定資産税の免除を行う措置をとっております。

市独自の施策といたしましては、特に労働力の確保が困難な小規模事業者を対象に、工業振興条例による設備投資助成を継続することとし、業務の効率化や生産性の向上を後押ししてまいりたいと考えております。

また、IoTやビッグデータ、あるいはAIなど、ICT分野における急速な技術革新に対応するための企業人材を育成し、新たな製品開発や加工技術向上に向けて取り組もうとする事業者を支援するための技術研修等を、平成31年度はさらに充実をさせていきたいと思っております。

また、人材確保については、地方における人口減少の構造的な課題でもあり、一朝一夕に解決できるものではなく、産学官金を挙げての多角的な施策が必要と考えております。市の平成31年度の施策の一例としては、企業向けには女性の活躍推進や人材獲得やインターンシップを促進するためのセミナー等を新たに実施していきます。また、求職者向けには、移住世帯の家賃助成制度を新たに創設するなど、UIJターンの促進の強化を初め、小学生から高校生までの各段階に応じて職場見学や職場体験など、地元企業をPRするための施策を実施してまいります。また、本会議においても中小企業振興条例の制定を上程させていただいておりますが、中小企業自らにおいては、若い

世代の新たな挑戦への支援や働く人の意欲や満足度の向上、児童や生徒の職業観の育成に努めることを位置づけるとともに、支援団体や金融機関においては、それぞれの専門性を生かし、例えば事業承継を円滑に図れるよう、きめ細やかなサポートを行うなどを実施していくこととしております。以上です。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 中小企業に対してのいろいろな支援等をしながら、しっかりと生産性の向上を図っていくという、こういう御答弁でございました。人手不足で、こういったところに地元の既存の事業所は置かれておるわけでございますけれども、この人手不足が一つ大きな生産性の向上に向かうキーになるのではないかと、言いかえると体質改善を図る、市内の企業が体質改善を図る良いチャンスになるのではないかと、こういうふうにも考えられるのかと思います。ここにしっかりと行政からの支援があって、産業の活性化が図られていくのではないかなというふうに考えます。しっかりと今後も継続した取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

次の質問でございます。

(2)外国人材の登用を進めるべきと考えますが、この点についてお伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)の御質問に対してお答えをさせていただきます。

本市におきましても経済活動の中核を担う生産年齢人口、この減少により企業の手不足は深刻化しているということについてはいまさらながらでございます。

市内企業においても既に外国人技能実習制度を活用した外国人の受け入れは拡大傾向にあります。今年度、市も実習制度に関する説明会や先行事例の紹介等、企業に対する情報提供を行ってまいりました。また、職員が企業訪問をし、聞き取りを行う中では、企業側の声としても今後受け入れの拡大を目指す、あるいは新たな受け入れに向けて関心が高まっているという状況にあります。

本来であれば企業の将来を担い、末永く働き続けられる人材の確保は最重要課題であります。一方で昨今の経済の好調さもあり、深刻な人手不足は待ったなしの課題だと思っております。このことから、外国人材の活用は、今後ますます重要性を増してくるものと認識しておりますし、行政としても外国人材の受け入れを図ろうとする企業や、にかほ市で就労しようとする外国人のサポートを積極的に行っていく考えであります。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） では、次の質問(3)でございます。外国人労働者受け入れに際しましては、市が受け入れ態勢、これらを整備するべきと考えますが、どのような対応が考えられるのか質問いたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (3)の質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、外国人材の受け入れについては、人材確保という側面からも非

常に多くの関係者の皆さんから期待が寄せられているところであります。

しかしながら、一方で言葉の壁、生活習慣の違いなど、コミュニケーションを不安視する声も確かに聞かれております。また、報道などでは、受け入れ先の過酷な労働環境や待遇に耐えかねて逃げ出す人が後を絶たない事例も聞かれております。また、現在国会で審議中の入管難民法の改正により、日本全国で受け入れが拡大することとなり、給与面では都会の企業に劣る中、いかにして私どもにかほ市が外国人から就労の場所、実習の場所として選んでいただけるか、その環境整備を官民挙げて取り組まなければならないと思っております。

外国人技能実習制度により、既に外国人材の受け入れを行っている市内企業との情報交換の中で行政に期待することの一例としては、一つ、外国人は仕事以外で閉じこもりがちになるため、コミュニティ形成の機会を提供してください、二つ、技能実習生が在留期間中に取得しなければならない外国人技能評価試験のための試験対策の支援はできますでしょうか、三つ、将来さらに在留者が拡大した際には、住居の整備、これなども検討していただきたいという声が聞かれております。

そこで、これらを受け、平成31年度予算には市内の外国人技能実習生が集い、通訳者を介して情報交換や市民との食事を交えての交流会や市民ガイドによる市内の見どころ紹介など、市民の意識醸成も兼ねた事業を3回ほど計画させていただいております。

また、外国人技能評価試験の受験対策を専門家を交えてサポートしていくことも計画しております。

また、市が事務局を務めるにかほ市工業振興会では、平成31年度にベトナムにある現地の送り出し機関、これを訪問し、受け入れに向け理解を深めるための視察研修を計画しております。

にかほ市で就労する外国人が企業や地域にとけ込み、一緒に生活できる地域づくりができるよう、企業や外国人材の意見を取り入れながら施策を充実してまいりたいと考えております。

また、にかほ市は小規模企業が多く、外国人材の獲得を希望しても煩雑な事務手続や就労後のフォローアップなどの課題が特にあります。地元企業や支援団体等の御理解と御協力が不可欠ですが、より身近に企業や外国人材に寄り添ってサポートしていけるよう、市を拠点とした管理団体の設立に向けた体制づくりも平成31年度に目指すことにしております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） それでは、最後の質問に移ります。

4、今後の企業誘致についてでございます。

企業が地方展開を図る際の一般的な条件として挙げられるのが交通インフラや地理的条件等であります。中でも重要視されるものの一つとして、質の高い労働力の有無といわれています。人手不足が全国的かつ長期的な問題となっている中、労働力確保は地方ほど難しいとされ、当地における事業所でも従業員の確保に大変難儀をしている状況にあります。企業誘致は、このような大変厳しい環境のもとで進めていくことになるわけではありますが、地元の既存企業にとって労働力獲得の競合相手となる新たな企業誘致を進めるべきかどうか、あるいははたまた、このような人手不足の状況下で誘致に手を挙げる企業が出てくるのか疑問が残るところであります。ここで今一度、当市における企業誘致についての捉え直しを行い、進め方を整理し、当地に合った企業誘致のあり方を再

確認することが必要ではないかと考えます。

「にかほ市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、基幹産業の競争力強化とともに企業誘致の促進による多様な地域産業の育成がうたわれており、そこには、「次世代産業の誘致により、将来を見据えた社会変化あるいは経済情勢の変化に強い多様性のある地域産業を育成する」、また「テレワーク型の企業誘致や新規起業を支援する」とあります。ここに、将来に向けた企業誘致に対する新たな展望のイメージが含まれているようにも感じられます。昨日の会派の代表質問に対する市長の答弁でも、企業誘致に対する取り組みや考えを述べられておりますが、私はこれまでになかった新たなイメージで企業誘致を、それに取り組みられているように思われます。

そこで、(1)市長は、今後将来にわたる企業誘致を、どのように捉え進めようとしているのか伺いたいと思います。時間は10分ございますので、思いのたけを語っていただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、お言葉に甘えて思いのたけを述べさせていただきますと思います。

一つ、今、議員がおっしゃったことについては、昨日の会派代表者質問でもお答えをさせていただいたことですが、まず改めてもう一度お答えをさせていただきますが、まずここにかほ市においては、世界的な総合電子部品メーカーであるTDKがあつて、それを拠点として成長を遂げてきた、この地域はですね、ということは否めない事実であります。関連した部品産業や機械金属加工等の基盤技術の蓄積により、現在では大小約150社に及ぶものづくり企業が立地し、県内屈指の集積地となっております。

電子部品産業はもちろんのことですが、生産用機械の事業所数、あるいは従業員数でも県内ではトップクラスでありますし、東北でも指折りとなっております。

また、機械金属材料を調達する企業から始まり、金型加工、機械加工、表面処理、塗装、製品組立まで幅広い分野において長年に培われてきた実績とノウハウが蓄積されているというふうに思います。

このようなことから、当市の地元企業の強みを生かし、地元企業とともに発展できる誘致を望むことについては、これまでも、そして今後もブレることなく取り組まなければならないと思っております。

しかし、このことは単に大規模な工業団地を造成し、重厚長大な工場を誘致を図れば、それをもって若者や女性の定着が図られ、地域産業の発展につながるかといえば、決してそれだけでは十分ではないというふうに思っております。現在、若者の県外流出による企業の人材確保が大きな課題となる中で、特に地元の理工系大学がありながらも地元での就職先が少なく、県外へ就職してしまうケースが多い状況にあります。大学は、まさに知の拠点であります。例えば航空機産業、介護や医療、再生可能エネルギー、IT産業などのいわゆる成長産業として高い技術力が求められる職種、これらについて決して、昨日も申し上げましたように、大規模ではありませんが、特に理工系の大学生やAターン希望者の受け皿となる技術力の高い企業の誘致に力を入れていかなければならない

と考えております。

また、第4次産業革命の進展により、広範囲な産業において必要とされるIoT、AI等の企業、新たな発想により地元企業に新たな風を吹き込み、そこに発展できるベンチャー企業の誘致も積極的に進めることが重要と考えております。

秋田県内でもAターン人材や大卒技術者の受け皿となる、このような事業所の誘致に成功した事例も幾つかございますので、私も自ら特に力を入れて現在誘致活動を行っております。

また、過去にも答弁させていただいておりますが、いわゆる雇用のミスマッチが大きな課題となっています。事務職やソフトウェア関連産業、女性の希望する働き場所は、依然として求人倍率が低い状況にあることから、女性や若い人たちが選択できる多様な働き場所の確保が必要と考えております。

現時点においては、プレステージの誘致案件以外では公表できる事例はございませんが、企業誘致に際しては、県あるいは関係機関、改正する誘致関連事業、もとより県の公設機関からの紹介であったり、自らのネットワークの活用や各課の業務の中でかかわり合いのある事業者やコンサルタント会社など、小さな種を見落とすことなく職員とともども足で稼ぎ、誘致への糸口となるよう全力を尽くしてまいりたいと思っております。

その一つとして、平成31年度は、新たに秋田県に企業誘致職員として職員を1名派遣いたします。誘致活動のノウハウを学んでいただきながら、市にフィードバックできるよう期待をしております。

一朝一夕にすぐに結果が現れるとは限らないため、御縁のあった方々と関係を切らず、粘り強く交渉を継続していくこと、地元企業や県内外のネットワークを大切に、誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 企業誘致につきましては、議会、あるいは市当局と合意形成を図りながら進んでいく、これが大事かと思っております。他地域との差別化を図りながら、一つになって企業誘致を進めていく、こういったことが大事になってこようと思っております。そういう意味で市長の今のお考えを、しっかり議会の方でも受け止めながら、いろいろ対応をしてみたい、このように思います。以上で質問を終わります。

●議長（佐藤元君） これで14番佐々木敏春議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を2時35分とします。

午後2時26分 休 憩

---

午後2時34分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、12番佐々木正勝議員の一般質問を許します。12番。

【12番（佐々木正勝君）登壇】

●12番（佐々木正勝君） それでは、通告に従って12番佐々木正勝、質問させていただきます。

まず、1からいきます。再生可能エネルギーの活用について。

西日本各地で記録的な豪雨に見舞われ、河川の氾濫、土砂崩れなど、前代未聞の集中豪雨で甚大な被害をもたらしたのは記憶に残る昨年の異常気象による災害でした。頻発する異常気象をもたらす地球温暖化の進行を抑えるためには、温室効果ガス排出を大幅に削減する必要があり、そのためには、排出源となっている化石燃料から温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの大幅導入が必要とされています。

最も注目されているのは風力、水力、太陽光といった自然エネルギーによる発電で、国・県では温室効果ガス削減目標を策定し取り組みを強化、その施策として温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率を上げていく計画を策定しています。

当市では、温暖化対策を進めていく「地球温暖化防止都市宣言」をしています。にかほ市総合発展計画では、再生可能エネルギーの導入支援を明記、にかほ市地域新エネルギービジョンでは地域資源エネルギーの活用を掲げ、次世代エネルギーパーク計画書では鳥海山と日本海の自然環境を活用したクリーンエネルギーの供給のまちにかほをコンセプトとし、クリーンエネルギーを生み出すまちとなることを掲げております。当市の再生可能エネルギー導入への思いが確認できます。そこで質問です。

(1)当市における再生可能エネルギー活用については、前市長在職時に策定されたものですが、今後の再生可能エネルギー活用について、市長のお考えをお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、12番佐々木正勝議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1の(1)ですが、今後の再生可能エネルギー活用についての考えについてということですが、再生可能エネルギーの活用については豪雨、酷暑などの気候変動により、世界各地で大規模な自然災害が発生している現状から、地球温暖化への対策、低炭素・脱炭素社会の構築、二酸化炭素排出の中長期的な大幅削減対策の面などから、地球規模における課題として世界の各国が一体となって取り組むべきものと捉えていますと、先ほど議員がおっしゃったような問題提起もありまして、大体同一の認識だと思っております。

そうした実態から本市といたしましても、新エネルギービジョンに示すとおり、再生可能エネルギーの活用によって国や県のエネルギー政策に対し積極的に貢献していくことが大切であり、総合発展計画においても導入支援を図ると掲げているものであります。

私としましても、これまでも何回か答弁をさせていただいておりますが、再生可能エネルギーの活用に向けた取り組みについては、私自身もその方向性と方策について非なるものでもございませんし、再生可能エネルギーの活用については、これを進めていくべきものと考えております。したがって、風力発電や太陽光発電などの事業者による自然エネルギーを活用する発電施設の整備には、引き続き支援をしていく考えであります。

しかしながら、自然や景観の破壊、そして市民生活を犠牲にしてまで支援するものではござい

せんので、次の2の質問にもありますが、風力発電施設に係るゾーニングマップ作成や景観計画の策定に着手し、秩序ある発電施設の設置、整備を図ることについてもあわせて進めているところでもあります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁、一応私と同じ考えというような形で御答弁いただきました。その御答弁いただいた中で、まず基本的な考え方の確認として一つ質問させてください。

今、にかほ市として再生可能エネルギー活用を推進している目的、この目的というのは明確になっているかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 先ほど答弁させていただきましたように、日本全体的な方針、あるいは方向性について、それについてにかほ市も応分の負担をしていく、あるいは応分の役割を果たしていくということについては、これについて何ら変わるところはありません。

詳細については担当の方でお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤次博君） にかほ市のスタンスにつきましては、先ほど市長の方からも御答弁ありましたけども、県の方でも県ではエネルギーを取り巻く状況が大きく変化しておりまして、再生可能エネルギーの導入拡大を関連産業の振興及び雇用を創出につなげるための取り組みを一層強化していくことを目的に、第2期秋田県新エネルギー産業戦略を策定しております。市といたしましても、この県と一緒に歩調を合わせまして、このような新産業の分野にもかわりをもっていくというような目的もございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁だと、例えばエネルギーを使わないような方向とか、再生可能エネルギーの推進、これは県の方の方針に基づきやるという、それは方向性としては方向性なんですけど、市としての目的、考え、これが私、今の答弁では何うことができませんでした。私が聞きたいのは、なぜこの再生エネルギーが今、国・県で動いているかということなんです。先ほど私が言ったように、温室効果ガスを排出しない、そういった方向に行く、ですから、本来の目的であれば地球温暖化防止というのが上にあって、そこに一番最初にくる目的というのは、温室効果ガスを削減するというのが目的なんです。それが何かほかにおいて再生可能エネルギーにすぐいくというのは、それは手段なんです。目的に行くための手段の途中であって、それが実行されることによって二酸化炭素が減っていく、これが本来の目的であって手段なんです。ですから、それが当局からの答弁に出てこなかったというのが強く残念です。

物事を進めるためには、やっぱり目的というのは明確にしてやらないと、施策というのは曲がってしまいますよ。方向違いになっちゃうんですよ。だから、この目的、自分の考え、それははっきり市長として持つべきものであって、上からきたものは上からきたもの、でも自分の考えはこうだから、上からきたものに対して自分の考えをこう附随する、そのぐらいの考えが私はほしいと思います。これからのにかほ市、この人口減少になっていく中で、いろんな問題がまだ出てきますよ。

それが、この問題が出てくる中で、この再生可能エネルギーに向かう姿勢、これはもう重大なテーマなんです。その重大なテーマは、ただ単純に人口減少対策とかそういうのじゃなくて、最終的な大きな問題というのは、目的というのは、地球温暖化防止をして、生活環境が変わらないような自然環境をつくる、これが本来、世界、国、県でも市でもやらないとだめなことだと私は思います。

もう一つ質問させてください。再生可能エネルギーを活用したものには洋上風力発電もあります。日本海海域は風況がいいということで、秋田県の県北、八峰町沖から能代沖、中央は秋田沖、由利本荘市沖、そして隣接する山形県の遊佐町沖合い、そこまで現在、洋上風力発電が検討されています。この日本海の風況のいいというところで、にかほ市沖合いだけが何か今、空白な状態ですけど、この空白状態に対して市長としては今後、洋上風力発電に向かう考えがあるのかどうかというのを伺いたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） にかほ市が向かうべき方向性として、先ほど前段の中で大きな目的について低酸素であるとか脱炭素社会については当然のことながら述べております。その上でにかほ市としては、再生可能エネルギーを生み出す、風力発電等を使って生み出す、それが観光、あるいは産業の育成にも役立つということについては述べてあるところで、今までのクリーン計画の中でも述べられているところでありますので、全くの方向性がない中で進めているわけではないということは御理解はいただけるものと理解しております。

その上で二つ目の質問ですが、洋上風力について確かに新聞報道、マスコミ報道においては、にかほ市沖合いにおいては、これの計画がないというふうになっております。事実、私の方にもそのような計画が示されたことはございません。

私としましては、現時点では洋上についてはゾーニングの対象にはならないかもしれませんが、全体の景観計画やゾーニングの成果品が上がってきてからでないとは明確な答えはちょっとさせていただくことはできないのかなというふうに思っております。

現時点において洋上風力について私の見解としては、大きくそれに傾くことはないということは御理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 当面は洋上風力には向かないというお考えをお聞きしました。

そしてもう一つ、再生可能エネルギーで自分忘れていましたけれども、電気の地産地消というのがありますよね、事業として。にかほ市には、地元で発電されている資源がありますよね。この6万8,000世帯分ぐらいあるというようなのが次世代エネルギーパーク計画書に載っているんですね。6万8,000世帯分も既にかほ市には発電施設としてありますよと、風力、太陽光、合わせて。その貴重な資源を活用して、にかほ地域のにかほ地域によるにかほ地域のための電気の地産地消の取り組みのお考えを少しでも持っておられるか質問いたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今の御質問にお答えしますが、電力、発生したところで即使えるか使えないかということについて、ちょっと技術的な問題については私も素人ですので分かりませんが

も、地産地消でできるものがあるかどうかについては、もしできるものがあるとするれば、それはかなり面白い話だなと思います。ただ、技術的な問題については私もちょっと分かりませんので、もし担当の方で分かればお答えはできると思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） よく分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

(2)にかほ市地球温暖化防止実行計画では、市自ら行う事務及び事業に関し、CO<sub>2</sub>削減の目標値・期間が設定され、実績を公表していますが、外部委託等により実施する事務及び事業は対象外とあります。にかほ地域には再生可能エネルギー活用事業でCO<sub>2</sub>排出量削減に貢献している民間施設が多くあるので、管理者ごとの発電実績によるCO<sub>2</sub>状況を市で取りまとめ、温暖化防止策の効果として公表することも、再生可能エネルギー活用への市民の理解をより深めることに必要と思います。管理者ごとの発電実績によるCO<sub>2</sub>状況の取りまとめと公表のお考えはあるか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは(2)の発電事業者ごとの発電実績によるCO<sub>2</sub>状況の取りまとめの公表についてについてお答えをさせていただきます。

現在、にかほ市内で稼働している再生可能エネルギー活用の発電施設としては、風力関係では出力20kW以上の大型風力発電施設は23基、20kW未満の小型風力発電施設が29基、設置されており、さらに、仁賀保高原では18基の大型風力発電施設の増設工事が進んでおります。また、太陽光のメガソーラー発電施設は4施設が稼働しているという状況です。

これらの届け出における設備の規模、その容量から、年間発電の電力量の総量は、風力発電で年7万3,000kWh、太陽光の発電では年間3万6,000kWhと試算していますが、実際の発電量に関する事業者ごとの実績については、市への報告義務がないために全体を把握していないのが実情であります。ですので、把握していない以上は公表はできておりません。

御質問の市民の理解を、より深めるために発電実績によるCO<sub>2</sub>削減効果の公表については、事業者の理解と協力が必要でありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁で、事業者には報告義務がないから実績は、値は取り寄せることができないというような御答弁でしたけども、でも、自分がほしいとなれば頭を下げてでも事業者に対して、あなたのところの実際の発電電力はどのくらいの推移を保ったでしょうか、保てるでしょうかというようなことも、私は本来、聞くべきかなというふうに思います。やる気があって事業者に対して向かっていく姿勢があれば、事業者も報告義務がなくても、来られればやはりその資料としては渡すと思います。それが市のためになるんだったらというような形で説明を事業者の方にして納得してもらい、こういう姿勢が当局には今ないんじゃないかなと、すいません、あるかもしれないですけど、今の御答弁を聞いた限りでは、ないのかなと。ただ単純に計画出力、それでなくても答える。じゃあ年間の実際の発電量は分からない。それじゃあいくらここに資源があっても、季

節の変動で、どれだけその発電量がばらついているかというのの現状を把握できていないということは、やはりその導入支援だけが何か目的になっているような形に私は捉えられます。導入支援、それはなぜかという、やっぱりCO<sub>2</sub>削減するために、少しでも、その自然を壊してでもそこに風力発電を建てて、そこで発電する発電電力でCO<sub>2</sub>を少しでも削減する、これが本来の考え方だと私は思います。その辺のところをよく御検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

(3)再生可能エネルギー活用で導入された風力発電施設の寿命時の設備更新か事業終了かの計画有無の確認と事業終了の場合の設備を適切に撤去・処分されることの確認ができているかをお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)の風力発電施設の寿命時の設備更新、または事業終了となるかの計画についての確認と、事業終了となった場合における設備の適切な撤去・処分が確認されているかについての御質問にお答えいたします。

まず初めに、風力発電施設の寿命時において、その後の事業継続についての計画があるか、そしてその確認がなされているかについてですが、それぞれの施設における届出書類にそうした記載事項はありません。したがって、聞き取りも行っていないというのが実情であります。

発電事業の継続性を判定する材料としては、東北電力による固定買い取り価格の適用期間が20年であること、そして風力発電施設の耐用年数は一般的に20年程度とされていること、20年の適用期間終了後の買い取り価格は下がることが見込まれることなどから、一つの区切りとして20年と捉えることができます。したがって、この期間、20年間の採算ベースにおける経営状況から各事業者が判断されるものと考えております。特に20kW未満の小型の施設を運用している事業者について注目する必要があると私は感じております。市としては、発電事業者が事業を継続する、あるいは事業廃止とするかの判断、それに応じた対処となるだろうと考えております。

また、事業が終了した場合における設備撤去等の確認については、市あるいは平沢財産区が所有する土地を利用しての施設整備では、市が関与した賃貸借契約を締結し、事業終了後においては原状回復を行った上で返還する旨の条項を設けておりますので、撤去等が義務づけられております。

これとは別に事業者が土地を買い上げ、自己所有としている場合、または個人と賃貸借契約を結んでいる場合にあっては、この点については確認はできません。こうしたことから、各事業者からの情報収集や連絡体制を保持し、事業の継続性を確認していくことが重要であります。仮に発電事業を終了する場合にあっては、整備された施設が放置される事態になると、劣化の速度も高まり、市民の財産や身体に危害、ダメージを与える危険物、凶器と化しますので、適切な解体撤去を含む事業の締めくくりに対して、指示要請ができるよう条例を整備していく必要があるだろうと考えているところであります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の御答弁だと、当局側では、例えば事業者に対して指導するようなマ

ニュアルとか文書化されたものはないというように受け止めました。報告等は、やはり事業責任と考えます。事業責任と考えますが、にかほ市内には寿命期を迎える風力発電施設があるんですね、平成13年に設置された設備、もう平成31年ですので18年になっているんですね。一般的に風力発電の寿命というのが17年から18年、もって20年から25年と言われてはいますが、今の現状の稼働状況が分かっていない中で、どこまで寿命が延びるかというのは今は確認されていないような形になっていますけども、国としては、いろんな問題があって、その問題を解決するためにガイドラインを作っているんですね。風力発電の放置という問題で、事業が終わって、事業、採算がとれないから終わりました。報告もなしにそのまま放置されている。それで台風がきて、それが倒れたとか、景観が悪くなっているとか、そういう問題が発生しているということで自然エネルギー庁が平成27年風力発電事業計画ガイドラインというのを作成しているんですよ。そこには「設備の更新や計画的な撤去及び費用の確保、事業終了後の撤去及び処分等の実施を行う」というふうに記載されています。ですから、私にもかほ市としては、風力発電、太陽光を持っている市として、このぐらいはやはり準備しておいて、そういう寿命期に近づく前にいろいろ事業者とお話をして、影響のないような撤去の仕方、それから事業継続、市としては事業継続が一番いいんで、設備の更新というのを聞けば一番うれしいと思うんですけども、そういったことをやはり市として前もって確認するという方法は私は必要かなと。それで、当市には、風力発電建設時のガイドラインというのがあるんですよ。建設時。ですから、この建設時のガイドラインに、この内容を付記した状態で活用できれば、その辺のところは改善するのかなというふうに考えますが、御見解をお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員のおっしゃるように、その寿命がきた、あるいは寿命がくる前に固定買い取りの契約期間が過ぎて、そのことについて大手電力会社との関係が切れたものについてのその後のあり方、処分について市としてどうもっていくのかということだと思っておりますが、それ以前の問題として、担当課としては非常に日々、先ほど議員はちょっと厳しく言われましたが、議員がちょっと勘違いされている部分もあるのかと思います。担当の職員については非常に厳しく設置事業者と交渉したり、特に小型の風車の設置事業者については、本当に足しげく通って、その状況の把握等に努めているところです。ですので、決して投げやりであるような捉え方をさせていただきたくないというふうに思います。

その上で、大型風車の設置をされている事業者については、先ほどの答弁でも述べましたように、その後の現状回復にまでその契約の中にうたわれていたりして、しっかりした契約関係を結ぶことができていると思いますが、ちょっと小型風力発電施設になると、少しそこら辺が私どもの目の見えないところで事業が進められていたりして、建築確認もいらない、設置に関しての届け出についても厳しいものがないとなると、なかなかそこら辺が厳しいと、私どもももっと要求をしたいところがあるんですが、それができていないと、できる状況にないという厳しい状況があります。

そういうのも含めて設置に関して私の方としては、今後、風力発電施設の整備に関する申入書を小型風力発電を設置するという事業者に対しては、提出するように指示をしたところであります。既に一事業者に対しては、1月中にそれが提出されているということで、あくまでも私どものちょっと

及ばないところに対しても、何とか市として多少なりでも関与はできるようには一生懸命努力してやっているとあります。

先ほど議員がおっしゃったように、そのような設置のマニュアルの先に改定のマニュアルも作ればいいのですが、そこら辺については、作ってもなかなかそれを遵守してもらえないという厳しい状況も想定されます。そういうことも含めたときに、先ほど言ったような例えば条例の整備というものも含めて考えていかなければならないんだろうなというふうに思っております。

詳細について何かありますれば担当の方でお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の市長の御答弁の中に、私の先ほどの質問の発言の項目で少し行政側に対して誤解を与えるような発言をしたというような形の中で、まずいところがあれば発言を訂正いたします。ただ、私が、そういったこまめに活動をしているという状況をどうやって知ればいいのかというふうに考えましたね。一生懸命頑張っているんだったら、頑張っているなりに何かの方法を活用して、この課ではこういった事業をこういうふうな形でやっていますよというようなことも発信していかなければ、市民って誰も分からないんですよ、こういうことって。言われて初めて、ああそうだった、一生懸命頑張っているんだなというふうに、そうすればやっぱり頭が下がります。でも、これ何も知らなければ、やってないで終わっちゃうんですよ。ですから、この辺のところは、もう少しいろんな意味で広報もある、いろんな市で発行する何か機会があったら、そういった欄も設けていただいて、うちのところはこれだけ一生懸命やっているよというのを市民に公表するのも一つとして、要は市民と一体に動いていくというのが行政だと思うんで、市民の例えば考えをイコールにしないで動いても、私は一体とした方向性へ向かう市にはならないと思うので、やはり市民あつての行政という形の中で、市民を大切にするようなことを公表していくような方法を模索していただければというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

(4)です。にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略の「稼ぐ力をもった産業の創出」中の具体的施策に「循環型地域社会の形成を目指す自治体P P S（特定規模電気事業者）の取り組みの検討」とあります。

自治体P P Sとは、自治体自らがいわゆる電気を供給する事業者となることと理解しますが、この取り組みについての状況、今後の見込みを伺いたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (4)の御質問にお答えをさせていただきます。

にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、循環型地域社会の形成を目指す自治体P P Sへの取り組みの検討として、こうした取り組みへの検討会議を開催するとしております。

これまでの検討としましては、平成28年4月からの電力小売の全面自由化に対する公共施設における消費電力に係るコストダウンについては検討したものの、自治体自らが特定規模、電気事業者となることに関しての検討はしておらないという実情であります。

自治体P P Sのメリットについては、まず一つ目に、非常時のエネルギー供給の確保、二つ目に、エネルギーの効率的利用、三つ目に、地域経済の活性化などが挙げられております。地域経済と活性化の観点では、市外から電力を購入すると利益が市外に流れてしまう。これに対して市内で新電力会社を設立できれば、市内で利益を循環させることができると言われています。

そこで、全国の状況を見てみますと、自治体とエネルギー事業者がそれぞれ出資し合って地域新電力を設立している事例があります。こうした例では、その自治体自身が相応の発電施設——太陽光などのですが——そういう発電施設を保有し、ある程度の規模で発電量を確保できる自治体を実施しているようではあります。中には想定した売り上げに達せず債務超過に陥っている自治体も生じているようであります。

こうした事例を引き続き調査、研究をするとともに、本市の状況を踏まえた上で自治体P P Sに取り組むことが消費電力のコストダウンや商業ベースとして成り立ち、経営面で収益を生むことにつながるのかどうかを、やはり見きわめていかなければならないと考えております。

現状においては、市が保有する太陽光による発電施設の整備状況の中で取り組んでいくには、発電量や市内にエネルギー事業者が存在しておりませんので、電気事業者として健全な安定した経営を維持していくのは、現状では困難なものと捉えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今述べられた御答弁、一番最初に私が確認した地産地消とはイコールの形になるんで、この辺のところはそういう方向だなというふうには受けました。

ただ、今回重要業績評価指標K P Iに検討会議実施回数、平成31年まで5回というふうにあるんですね。これはにかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略に載ってるんですけども、この5回という中で、今、市長が答弁された内容まで詰めたという解釈でよろしいのか、それとも5回目、まだ今年平成31年、まだ5回目は開催されていないと思うので、その5回目の開催に当たって、どういうことをそこで検討するのか、今までの検討内容に対して、5回目の検討としてどういうことが方向性として見出せる、やめるかやめないか、続けてこの検討を進めていくのか、その辺のところをお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） ただいまの質問については、担当の方でお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤次博君） 総合戦略の中のK P Iでは検討会議を5回開催するというようなことの記載されておりますが、今まで検討会議は開催されていません。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 総合戦略に、やりますよというふうに挙げといて、1回もやってないというのは、これはどういうことですかね。これじゃあ検討会実施、平成31年5回、これがゼロ回で、じゃあ平成31年の今までのやったことに対する評価というのはゼロになるということですね。ということは、評価Cですか、Dですか、そういう形になりますよね。検討会を1回も行っていないのに、先ほど市長の答弁で、方向性はまだ決めていないとか、難しいとかという、それは自分の個人の思い

だと思いますけども、検討会としてのこういったPPSに向かう方向というのは、やはり市長の考えは考えであるけれども、検討会に集まるメンバーがいますでしょう。そのメンバー一人一人の考えを集めて市の方向性をまとめていく、これが本来の検討会じゃないでしょうか。すいません、もう1回この件に関して、何でゼロで、何で方向性を見出さないままやめようとしているのか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 確かに検討会を開催していないということについては、議員のおっしゃるとおりKPIは5回という数字を出しながら実施されていないことについては、私としても反省はしていかなければならないと思います。

しかしながら、今、議員がおっしゃるような部分について、私が先ほど述べました部分についてもですが、PPSについて、これを今、市で実施していくべきかどうかについては、私としては非常に慎重に考えていかなければならないんだろうなど、現時点ではです、思っております。その後の検討について庁舎内の検討会が今後開いていくことについては、私の方でもう一度確認をさせていただきながら進めていきたいと思えます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） よく分かりました。やっぱり検討会というのは、計画したんだったら、やはり目的があってそういうふうに計画に書いている、載せているということですので、その辺のところは、毎年評価をやってるはずなんですよね、毎年。これ、今年で5回目ですから、今まで4回ゼロだったというのを誰が確認して、誰が何でやってないというのをやってないということでしょう。外部、市外の、当局以外の市内在住者を集めた評価委員やってますけど、これって市内評価委員は分かっているんですかね。あそこに載っている評価の内容はAとかBとか良いものばかりですけど、こういったものをやはり評価するような方向でいかないと、やっぱりこういうのは隠れてしまうというか、いろんな意味で、これは大事なことですよ、PPSは。今後やはりこれはこれで終わるんじゃないなくて、やはりじっくり検討して、駄目だったら駄目でいいと思うんですよ。やっぱりそういった形で検討していくという手段、そういうプロセスがいろんな意味でほかの施策にもかかわってくるんですよ。PDCAを回していますという、去年の私の質問に対してもPDCAを回していますと言ってるけど、これ何も回ってないですよ、PDCAは。その辺のところを私は言って、次の質問に移らせていただきます。

2です。風力発電施設のゾーニング実証事業についてです。

昨年9月の定例会で風力発電施設ゾーニングマップの作成取り組みについての説明がありました。風力発電にかかわるゾーニング要件として、環境と風力発電の導入促進の両立に積極的な地方公共団体が対象になるとあります。市としての風力発電導入への積極的な意向がここで伺われます。国内では風力発電の導入量が増える一方、立地適地をめぐって環境影響や周辺住民の反対意見等が顕在化している事例が見られます。景観の破壊、自然破壊、騒音、低周波音、健康被害、動植物への影響等の環境紛争があり、調査を行った155事業中38%に当たる59事業で計画段階で環境紛争が発生している、そういう記述がゾーニングマニュアルに書いてあります。

ゾーニング効果により、無秩序な開発の防止、市民生活、自然環境への悪影響等を回避できる、

これは私として強く望みたく、質問いたします。

(1)現在進めているゾーニング計画の対象地域、面積及び今後の風力発電導入目標はあるかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2の風力発電施設ゾーニング実証事業についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず(1)の今後の風力発電導入目標はあるかということについてですが、現在着手しておりますゾーニング実証事業については、環境省が公募した風力発電に係るゾーニング実証事業に応募をしたところ、その採択を受けて環境省からの受託事業として平成30年度から平成32年度の3カ年の期間でゾーニングマップの作成、そのゾーニングの実効性を確保する具体的な仕組みづくりを行うと、これについては陸域、陸上を対象とした実証事業であります。先ほども申し述べさせていただきました。

平成30年度においては、促進する区域、規制する区域、調整が必要な区域などのゾーニング分けをするための各種の情報、データ収集を行っています。現地における鳥類調査、景観調査、風況調査の実施、既存文献やそれらに基づく情報の収集、整理、専門家へのヒアリング調査をしているほか、社会環境学やエネルギー分野の有識者、県鳥獣研究会、観光協会、秋田県、東北地方環境事務所などの委員構成による協議会を設置し、マップ作成等についての協議を実施しているところでございます。

そこで対象地域、面積については、市内の陸域全域を対象区域としておりますので、面積については241.13k㎡となっております。また、目標値については、明確な数値として本市における各種の計画等には記載されていないのが実情であり、環境省へ提出した実施計画書においては、環境省が出典元の平成28年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書に記載のある本市の陸上風力の導入ポテンシャル24万8,000kWの50%、12万4,000kWを先行自治体の例に倣い、本事業における目標値としているところであります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今、面積、それから地域、導入目標値、御答弁いただきました。その中でですね、ちょっと私、kWで説明されても分からないんですけど、おおよそ1万2,400という何基ぐらいの風力が設置されるのかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後3時22分 休 憩

---

午後3時22分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤次博君） それではお答えいたします。

2,000kWクラスの大型風力発電機で約60基というような計算となります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 60基すごいですね。60基どこに立つんでしょかね。ちょっと心配になりますよね。いくらゾーニングをやったとしても、例えば60基ぐらいの目標値があるとなれば、どっかにその60基というのを当てはめようとするのか、保全エリアとして保全エリアが分かったら、そのところに例えばどのぐらいの密度で抑えるかということをして約60基ぐらい、そのくらい立てる、設置するという方向だと思うんですけども、私その設置に関しては何も私は反対はしてないんですよ。ただ、その風力発電によって被害をこうむる人が出てくる可能性があるということが私としては懸念しているんですね。だから、そのためにまずゾーニングを行うということで、これは非常に私は良いことだと思っています。ただ、にかほ市全域がゾーニングの対象となると、住宅地もそうだし、工場地域も、もう全面積に入るわけなんですよね。そうした場合に、じゃあその近くまで安全エリアとなれば、これは評価の次第なんですけども、評価も騒音の評価のときには地域住民に説明して、地域住民の理解を得て初めてその評価を上げてマップとしてオーケーになるというふうな段取りみたいですけども、この例えばゾーニングマップを100%信用して、もしそれだけのものを密集したところに立てるとしたら、やはり何らかんらの問題が起きるんじゃないかなと私は懸念します。これ、いらない心配ですか、かもしれませんが、そのような形にならないように私はやっぱりこのゾーニングを慎重に進めていただきたいという考えです。

ゾーニングを行うところで、騒音の測定というのがありますよね。その騒音測定というのは、ゾーニングで使おうとしている騒音の基準、これは何をベースにした基準としてゾーニングの騒音として測定しようとしているのかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後3時25分 休 憩

---

午後3時25分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（佐藤喜仁君） ただいまの質問にお答えをいたします。

騒音調査につきましては、平成31年度の事業で調査を行う計画としております。大変申しわけありませんが、実際に実地の調査を行うわけですけれども、その判定にいたる基準的なところまで、現在のところは把握しておりません。申し訳ありません。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今、市のゾーニングに基準として載っているのが平成10年、環境庁で告

示されたものなんですよ。その平成10年、環境庁で告示されたものというのは、普通の騒音を対象にした基準なんですよ。平成29年5月26日付で市長宛てに、特別区長、市長宛てに送付されているんですけども、風力発電から発生する騒音に関する指針についてということで、しばらくはこの騒音基準を使ってくださいよという旨を書かれた通知が出されているんですよ。にかほ市にも当然この通知はきてるはずなんですよ。ここで、先ほど答弁のあったように、平成31年度の調査だから今のところということの答弁でしたけども、本来これが認識されていれば、当然この基準を使いますよというふうな形で答弁されると思ってたんですけども、それがないということは、これは確認してないということですね。もう一度これは、市長宛てにきてるんで、ぜひ御確認をして、きっちりとした健康被害のない騒音調査となるようお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。

(2)既存の風力発電において健康被害等の苦情・情報等、受けた事例はあるかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)の御質問についてですが、風力発電施設が設置されたことによって音、騒音に悩まされているや体調に変化が見られているとの苦情、相談は受けております。自宅から近い場所に小型風力発電施設が設置された頃からそうした現象が気になっているとの内容であります。

また、落雷と思われる被害として、電気系統や耕作機械、電気事務用品類に支障を来したなどの相談もありますが、その因果関係がなかなか証明することができずに困難な状況にあるというのも実情であります。

そのほかにも風車が建ったために景観、美観を損ねてしまったとの苦情が寄せられており、こうしたこともゾーニング実証事業に取り組もうとした一つの要因であります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今回の答弁で、影響被害が風力発電からのものかどうかは確定できないというふうな御答弁でしたけども、健康被害の中には、騒音では確認できないというふうにまず報告されているんですね。ただ、報告はされている中で最近出てきたのが、わずらわしさというアノイアンス、これは少しでも目で見て気になると、もう体が自由にならないというような障害が起きる、これはもう環境省の方でも認めてて、これを今いろいろな形で調査をする中でさっき私が言ったそういう基準も見直したという根拠が、それがあからなんですよ。アノイアンス、わずらわしさというやつですけどね、これやはり大事なことで、せっかくゾーニングをやるんだったら、そういうのも意識しながら進めていただければと思います。

健康被害も当市でもあるということでしたけども、やはり健康被害を受けている人に対しては、やっぱり苦痛なんですよ。だから、今までのものではこうだったけども、これからのものは絶対そういう健康被害は出さないよと、そういう形の方針で進めていただく、私は本当にそれを強く望みます。

由利本荘市の方では、ビラも新聞に広告に入ってきましたけども、健康被害を訴えても泣き寝入

りになると書かれた訴えの声がありました。ぜひ当市では、こういった泣き寝入りにならないような形で私は進めていただければと。

一つなんですけども、そういう例えば被害というか健康被害を自分で感じたら、どこに誰に電話して相談すればいいかというのを、もう少し広報か何かを書いて、窓口と対応の担当課はここですよというふうな形で市民の皆が、何かあったら相談できる場所、ああそこだなと分かるような方向でもっていければいいのかなと思うんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） ちょっと御注意いただきたいんですが、私の答弁の中で健康被害があったとは申し上げておりません。健康被害を訴えられた方の苦情、相談を受けたと答えているところでございます。私どもがその健康被害等について、これを認定するという立場にはございませんので、あったとここで断言する確かなものはございませんので、そこら辺はちょっとお気をつけいただきたいと思います。

その上で議員がおっしゃるその悩ましいことが起きたときに、確かに風車の回る音というのは非常にわずらわしさを感じるということについても、何となく理解はできます。先ほど議員がおっしゃるように、60基という数字は、あくまでもその数字上の問題であって、私どもとしてはその60基が全部立つというふうには思っておりませんし、何分それに60基も立てるほどの事業者がにかほ市内に今後出てくるかということについても、私はちょっと懐疑的でありますので、そんなに心配されるようなほどのものが出てくるとは今後は思っておりませんが、それまでの固定買い取り価格の高い時期に東北電力等と契約をした事業者がまだ立てていない風車等がやっぱりあるので、ここら辺についてはやはり私ども注視していかなければならないというふうに申し上げているところでございます。

その中で今言ったように私どもに情報提供のないまま風車が立つということが起こってきておるので、そこについて何とか私どもも何らかの関与ができるようにしていかなければならないのかなということで1月の段階である事業者に対しては申入書をあえて、何の権限もないんですが、申入書を市長名で出させていただいているということでございます。

そのことについて、その中でもやはり地域住民の、立てるところの地域住民の方々の意向や、やはり要望をきっちり把握して、それに応えるようにしてくださいというような要望書の作りに私指示してさせましたので、そのような内容で相手方には伝わっておりますが、それを受けてどのように反応するかは、やはり相手方の考え方によりますので、今のところはその程度で今止まっているということに御理解をいただきたいと思います。

その中で何らかの体調変化等苦情があった場合、受け入れる場合については、市役所の方に御連絡いただければいいと思いますので、その窓口はどこかということがもし必要であれば、ちょっと検討させていただきたいなとは思っています。

何かつけ足すことがあれば担当の方でお答えします。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） これで私の質問を終わります。

- 議長（佐藤元君） これで12番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。再開を3時45分とします。

午後3時35分 休 憩

午後3時44分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を再開します。  
一般質問を続行します。次に、3番小川正文議員の一般質問を許します。3番。

【3番（小川正文君）登壇】

- 3番（小川正文君） 待ってるの少し疲れました。最近、4時頃まで一般質問した経験がありませんので。それでは、先に通告しておりました通告書に従いまして私の質問をしてみたいと思います。

1、会計年度任用職員制度について伺います。

地方公務員及び地方自治法の一部改正により、平成32年4月から臨時職員、非常勤職員などが会計年度職員任用制度に移行しなければならないようになっております。以下、質問してまいります。

(1)現在、にかほ市における臨時職員は何人おられるのか。

- 議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 小川議員の一般質問にお答えさせていただきますが、1、の(1)から(5)までは担当の方でお答えをさせていただいて、(6)を私がお答えさせていただきます。2、については私の方で、3、については教育委員会の方でお答えをさせていただきたいと思います。

- 議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、小川議員の1、会計年度任用職員制度についての(1)の臨時職員の人数に関する御質問にお答えを申し上げます。

今年度4月1日から2月15日までに臨時雇用により賃金を支給した職員のうち、社会保険に加入し、より正職員に近い勤務時間と勤務日数により雇用した職員は、実人数で147人となっております。これに社会保険や雇用保険に加入せず、例えば配偶者の健康保険の扶養から外れない範囲で勤務した人や事務補助などで1日だけ、あるいは半日だけ雇用した人まで含めると、その実人数は337人となっております。以上でございます。

- 議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） 全国的に臨時職員、あるいは非常勤職員の増加傾向が見られると政府は発表しております。平成17年には45万6,000人、平成24年には59万9,000人、平成28年には64万5,000人という政府が発表している数字であります。

現在、にかほ市の臨時職員は、四、五年前からどういう傾向になっているのか、増えているのか減っているのかについて伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） ただいまの御質問でございますが、平成25年からお答えさせていただきます。

平成25年度は388名、それから平成26年度は369名、平成27年度は354名、それから平成28年度は384名、平成29年度は348名、ただいま申し上げましたが平成30年度は現在のところ337名の延べ人数となっておりますので、増減はございますが、平成29年度、平成30年度と年度は若干ずつ減少してきていると捉えておるところでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） 多少の増減はあるようでありますけれども、人口が少なくなっている傾向の中です、この300人台の職員は採用しなければならない主な理由というのはありますか。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） 延べ人数ですので、常時雇用している人が300人台いるというわけではもちろんございません。それは御承知のことと思いますが、職員の推移、人口も確かに減ってきてはおりますが、正職員の推移としまして平成17年度の合併時、これは392人おりました。これが平成21年、若干4年ほど経過した後には行革大綱などによりまして358名になっております。平成22年度が347名、平成23年度が337名、それから平成24年度が331名、平成25年度324名、平成26年度317名、それから平成27年度が319名、平成28年度312名、そして平成29年度が299名、平成30年度は297名と、合併時より正職員は95名減少してございます。その合併することによって同様の業務、3町で行っていたことにより当然職員は減るわけでございますが、いずれ正職員が減少になっている部分を補完するという意味では、ある程度の臨時職員は必要ではないかなと考えているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） (2)の質問に入ります。会計年度任用職員制度によって臨時職員の勤務時間、社会保障、有給休暇、採用の方法、懲戒、公務災害等、どのように変わっていくのかお伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは(2)でございます。会計年度任用職員制度に関する御質問の(2)でございますが、初めに申し上げておきたいことでございますが、会計年度任用職員制度が始まっても臨時的任用職員の制度がほぼなくなるんですが、全くなくなるわけではございませんので、今後、会計年度任用職員のほかに臨時職員を雇用する可能性はゼロではないということは申し上げておきたいと思っております。

御質問は、臨時職員の勤務時間等がどのように変わっていくのかということでございますが、これは現在の臨時職員が会計年度任用職員に移行した場合に、どのように変わっていくのかということかと思っておりますので、答弁については会計年度任用職員に関する説明となりますので御理解のほどよろしく願いいたします。

初めに、会計年度任用職員の勤務時間でございますが、職務の内容や標準的な職務の量に応じて

適切な勤務時間を設定することが求められております。その形態としましては、正職員と同じ勤務時間であるフルタイムの会計年度任用職員と、それよりも勤務時間が短いパートタイムの会計年度任用職員の二つのパターンを想定しておるところでございます。

次に、社会保障でございますが、社会保険や労働保険につきましては、勤務日数や勤務時間、任用年数などにより、適用される制度が異なってまいります。基本的には、現在と同様に厚生年金保険と健康保険への加入が検討されますが、フルタイムで一定以上の任用年数を経過した職員には、職員は正職員と同様に地方公務員共済組合法が適用される場合がございます。ただし、任用条件等により、それらのいずれにも該当しない場合には、国民年金と国民健康保険に加入していただくこととなりますし、配偶者などの健康保険の扶養になることもあります。

次に、休暇につきましては、現在の臨時職員と同様に会計年度任用職員にも労働基準法が適用されますので、法に基づく年次有給休暇、産前産後休業、育児時間休暇、生理休暇を制度的に設けなければなりません。また、地方公務員についての介護休業、介護休暇や子の介護休暇に関する法律の規定は、一定の条件を満たす会計年度任用職員にも適用されることとなります。

次に、職員の採用につきましては、広報やホームページ上で採用情報を公開するなど、できるだけ広く適切な募集を行う必要がございます。採用の方法につきましては、必ずしも競争試験を実施する必要はなく、選考による採用も認められておりますので、従事する業務の性質などを踏まえた面接や書類選考などを検討してまいりたいと考えております。

次に、懲戒につきましては、地方公務員法における服務規定が会計年度任用職員に対しても適用され、懲戒処分等の対象となります。服務規定としましては、法令や上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限などが正職員と同様に科されることとなります。

最後に、公務災害の補償につきましては、先ほどの社会保険等と同様、勤務日数や勤務時間、任用年数などに応じて、適用される制度が異なってまいります。具体的には、地方公務員災害補償基金による場合と労働者災害補償保険法などのほかの法律による場合があります。いずれにも該当しない場合には、秋田県総合事務組合の非常勤職員等公務災害補償の対象となるものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） この先ほどの臨時職員の中で147人という社会保障も含めた臨時職員、フルタイムの臨時職員でありますけども、この人たちが今の言ったような一定年度の会計年度任用職員に認定されるということなのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） ただいまの御質問ですが、(1)の御質問でお答えしました現在の実人数で正職員に近い勤務時間、勤務日数に雇用した職員147人、この方々がおおむねフルタイムの会計年度任用職員になるものと考えてございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） 次に(3)であります。今後のこの制度のスケジュールについては、どのよう

になっていくのか。例えば、これに伴って条例制定をしなければならない、あるいは要綱を定めなければならないというようなことがありましたら伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは(3)の今後のスケジュールについての御質問にお答えをいたします。

これまで総務部総務課におきまして、臨時職員や非常勤職員の実態把握を行ってきております。現在は会計年度任用職員の任用や勤務条件等の制度設計について作業を行っているところでございます。これらがある程度固まった段階で職員労働組合と協議をいたし、その後、関係する条例の制定について、遅くとも今年の9月の定例会に上程したいと考えているところでございます。

条例の内容としましては、会計年度任用職員の勤務時間や休暇、期末手当の支給などの勤務条件、パートタイムの職員への報酬や費用弁償の支給、フルタイムの職員への給与や手当、旅費の支給などについて支給する予定でございます。なお、新しい条例を制定するか、既存の条例を改正して対応するかは、今後検討してまいりたいと考えております。

条例を議決いただいた場合、関係する規則や要綱等も併せて整備をいたしてまいりたいと考えております。また、人事給与システムの改修につきましては、当初予算に業者への委託料を計上し、作業を予定しているところでございます。その後、来年2月前後に職員募集を始めまして、任用に向けた選考等を行った上で来年4月1日からの制度の運用を開始することにしております。

なお、平成31年度中に任用する臨時職員の方々には、来年度以降の会計年度任用職員制度について、必要な時期に必要な情報を提供してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） それで、先ほどの必要な時期に任用職員のお知らせするということでありましたけれども、当然今の説明でありますと、ほとんど正職員に近いというような状況に任用職員がなってくるように思えるわけであります。そこで、職員としての教育、職員教育については、どのようなことを思っているのか伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） 会計年度任用職員の職員教育についての御質問でございますが、会計年度任用職員はそれぞれの課、部署において必要ということで採用する職員でございますので、そこで必要な知識等につきましては、その課などで研修をさせてまいりたいと思っております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） 次に(4)であります。会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給内容は、どのようになっていくのか伺います。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、(4)の会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給内容に関する御質問にお答えをいたします。

改正後の地方自治法におきましては、会計年度任用職員に対して期末手当を支給することができると規定されております。また、国のマニュアルにおきましては、期末手当の支給対象として任用期間が長期にわたる職員を想定しており、この長期とは会計年度任用職員の任期が最長1年であることを踏まえ、6ヵ月以上を目安とすることが示されております。そして、手当の基礎額、支給割合、在職期間別割合の取り扱いなど具体的な支給方法については、常勤職員の取り扱いとの均衡等を、釣り合いですか、踏まえて定めることとさせていただきます。支給の基準日につきましては、常勤職員と同様に6月1日、それから12月1日、これに設定することが基本的な考え方となります。これらにつきましては、現在、制度設計に取り組んでおりますが、最終的には条例を制定して規定するものでございます。

なお、勤勉手当につきましては、会計年度任用職員に対する支給に関して、法の規定がございません。国のマニュアルにおきましても支給すべきものと位置づけてはおりません、現在、各自治体における期末手当の定着状況を踏まえた上での今後の検討課題とされているところでございます。したがって、本市といたしましても、会計年度任用職員制度の導入時からの勤勉手当の支給は現時点では想定はしておりません。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） この臨時職員についても期末手当が出るということは、良いことなのか悪いことか分かりませんが、仕事の励みにはなると思います。

そこで、この期末手当の基準というのがあるようでありましたらお伺いしたいと思いますし、またこれは、市独自で判断することになるのか、その点と、それからもう一つは、去年の12月には県の人事委員会勧告があったわけです。職員の期末手当が上がった、我々も副市長も上がったわけです。ありますけれども、この人事委員会勧告も含めたですよ、例えばそういう勧告がくればこの会計年度任用職員も連動して上がるという考えなのか伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） 初めに、期末手当の基準でございます。その質問でございますが、一般職と同様とは現在のところならないと思いますといえますか、まだはっきり決まっております。明日、これについての県の説明会がございます。会計年度任用職員についての。その中である程度示されるのかなと思っております。

あと、二つ目の御質問でございました人勧の対応、市の職員は県の人事委員会を準拠しておりますが、その辺のところも、同じパーセントでベースアップになるのか、給料表もどうなるかもまだはっきり決まっておりますので、これは今後の課題ということになるのかなと思っております。以上です。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） 次に(5)の質問に入ります。この制度の移行に当たって課題等について伺いたいと思います。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案の概要というのがございます。そこに会計年度任用職員制度の概要が書かれているわけですけれども、これには特別職の任用及び臨時的任用の厳格化というのがございます。これは、1、2がありまして、通常の事務職

員等であっても特別職、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託等として任用されたその結果、一般職であれば課せられる守秘義務などの服務規律等が課せられないものが存在していることから、法律上、特別の範囲を制度が本来想定する専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行うものと厳格化すると、分かったような分からないような部分でありますけれども、二つ目に、臨時的任用というのがあるんです。これは、本来、臨時職員というものは緊急の場合等に選考等の能力実証を問わずに職員を任用する例外的な制度であります。こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を国と同様に常勤職員に欠員が生じた場合に厳格化すると、そういうふうになっているんです。今の説明では、常勤の職員に欠員が生じたとはちょっと考えられないわけです。その点について伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） 先ほども若干申し上げたと思いますが、ただいま小川議員が申し上げられましたとおり、臨時職員、今後は正職員に欠員が生じた場合に、正職員と同様の業務を行う、そして同様の待遇を受けるという方が臨時職員になるということに厳格化されます。ということで、そのような例は恐らくほとんどないのかなと、それは全て会計年度任用職員が業務を補助していくのかなというふうには現在考えているところでございます。ということで、臨時職員の厳格化というところで、臨時職員はほとんど今後は採用になってこないのかなというふうに考えているところでございます。ということで、フルタイムの会計年度任用職員と1日でも数日、あるいは1ヵ月であってもパートタイムの会計年度任用職員、こういう形に分かれてくるのかなと思っています。以上です。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） それでは、市長も待っていると思いますので、(6)の質問にまいりたいと思います。

全国の自治体もそうでありますけど、にかほ市も臨時職員がいなければ、今の市役所全体が回らないといえますか動かない状況であります。この現状について、市長はどのように受け止めているのか伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (5)、答弁が今まだなされていませんけれども、(5)の内容について(6)で十分補足できますので、私の方でお答えをさせていただきます。

(6)現状をどのように受け止めているのかということですが、本市におきましては、合併後、行政改革大綱や職員定員の管理適正化計画に基づいて正職員の人数について、効率的な定員の確保と適正化に努めてまいりました。その結果、人件費の削減を達成しながら行政サービスの維持、あるいは充実が図られていることについては、一定の成果であるなというふうには認識はいたします。

そして、臨時職員や非常勤職員の方々が果たしてきた役割についても、議員が先ほど来おっしゃるように非常に大きな役割を果たしていただいていたというふうに私自身も理解をしております。

行政が行う業務については、本来、正職員により施行されることが基本であると思います。しか

し、業務の内容や量などによっては、臨時職員や非常勤職員の力をお借りしたり、場合によっては業務委託などのアウトソーシングを推進していくべきものが多数あったと思います。一例を挙げますと、本市では小・中学校における学習サポートや情報教育支援、あるいは外国語活動支援、そして不登校への対応などに力を入れており、多くの臨時職員の方々に協力をいただきながら、ほかの市町村にはない手厚い体制を構築してきておりました。教育現場からは非常に高い評価をいただいております。

このように重点的に取り組む施策においては、必要なマンパワーを十分確保しておりますので、その結果として臨時職員や非常勤職員の割合が高くなっていることについては、特に問題であるとは認識はしておりません。

しかしながら、組織や人員配置のあり方については、常に現状をチェックしながら最適化を図っていく必要があると認識しております。特に平成31年度は、会計年度任用職員制度の導入準備が本格化します。さらには、第3次行財政改革大綱の最終年度を迎えますので、臨時職員が担っている業務の状況を含め、現状を検証、評価し、今後のあるべき方向性を検討してまいりたいと思います。

そして、組織の目標を達成するためには、何よりも大切なのは、正職員の質の向上だと私自身思っております。そこで先頃なんですけど、約7年ぶりになりますけれども、にかほ市人材育成ビジョン、これの改定を行っております。この改定によって職員の研修等を十分に充実させながら人材の育成に取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） それでは、市長から今出ました、にかほ市人材育成ビジョンの改正を行っているというような内容でありましたけれども、どのような改正を行ったのかまず伺いたしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 人材育成ビジョンについては、私の指示によって改定を行っております。詳細については担当の方が今持っていると思いますのでお答えをさせていただきますが、多くの職員の皆さんに、当然のことながら今までも職階によってそれぞれに対する教育等が行われておりました。当然OJT、要するに組織内での教育活動も行っておりましたけれども、より自発的に、私は職員の皆さんには就任当初から自学を求めています。自ら学ぶことを求めている以上は、学ぶための資源を私の方で提供しなければならないということで、人材育成ビジョンについては、職員の皆さんが自ら学ぶことについてそれにインセンティブを与えながら、当然動機付けをして学ぶことを積極的に進められるようなものにしていくといった内容になっておりますが、まず7年ぶりの改定でございまして、1年回してみてもう一度検証はしてみたいと思っておりますが、そういうふうと考えての取り組みでございます。

詳細については担当課の方からお答えいたします。

●議長（佐藤元君） 総務課長。

●総務課長（佐々木俊孝君） それでは、先頃改定いたしました人材育成ビジョンの改定内容につきまして若干御説明を申し上げます。

先ほど来説明申し上げますとおり、この人材育成ビジョンは7年ぶりの改定でございます。

従来までのものに関しましては、平成23年8月に策定しております。これがいわゆる第1次ビジョンといたしまして、先頃までこれを適用、運用してまいりました。7年が経過しまして、さまざまな市政を取り巻く環境等大きく変化いたしておりますので、それを考慮した、反映した内容で定めております。

内容につきましては、にかほ市の職員といたしまして目指すべき職員像、これを掲げまして、それに向かつての行動の指針というものを定めております。また、各職員の職位ごとに求められる能力、あるいは職場で果たすべき役割等に関しまして、職位ごとに例えば部長等、課長等、または班長等というような職位ごとにこういったものを記しておりますが、その中に一番最後になります。御質問でございます会計年度任用職員、この役割等に関しても平成32年度からになりますけれども、その果たすべき役割等はこちらの方に記載させていただいております。

今、市長が申し上げましたが、これを達成するための具体的方策といたしまして、人材育成と連携したところの人事管理のあり方であるとか、人材育成推進体制、実際に研修等をどのように充実させるか、職場でのトレーニング、OJTと言いますけれども、そういったこと、あとは自学、自己啓発、そういったものをどのように進めていくかといったことを基本方針として改めて示した内容となっております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） せっかく作ったビジョンでありますので、議員の方にも配付して下さるようお願いをしたいと思います。いいですか、対応できますか。——はい。

次に、先ほど市長も言いましたけれども、前の市長も言うておりましたが、横山前市長も会計年度の制度について、同僚議員の質問に対して答えているわけです。その中で、業務の一部を委託ということも考えられるというように述べられておりましたけれども、市長はこの業務委託については、どのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 業務委託については、当然のことながら業務委託に適するものと適さないものがあると思っています。適するものであったとしても、それが効率性、市民へのサービスを十分に維持できるかどうか、そこら辺も十分に勘案した上で業務委託、アウトソーシングができるものであれば、私はそれについては決して否定的な見解ではございません。できるものについてはやっていきたいというふうに思っておりますが、その結果として高どまりしてしまったり、要するにコストがあまりにも高くなったりとか行政サービスが著しく低下したりというようなことが起きるようなことがあってはならないので、やはり進めるにしても慎重に検討はすべきものと思っております。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） それでは、2、の質問に入ります。職員の災害派遣について伺います。

近年、大きな災害が毎年のように起きております。去年は、西日本の豪雨、北海道の地震、台風22号、23号、26号など、いつ起こるか分からない災害に対して行政の対応の強化が求められております。

岡山県の総社市では、東日本の大震災を契機に、平成25年、市独自で日本の各地域で大規模な災害が発生した場合に、職員を派遣するという事を盛り込んだ「大規模災害被災地支援に関する条例」を制定し、年間1,000万円の予算で今まで平成26年の広島豪雨、平成28年の糸魚川市の大火災、平成30年の福井県勝山市の大雪被害などに職員を派遣しております。

にかほ市の防災計画の中には、「職員の派遣の要請及びあっせん」の項目があります。大規模な災害に対して、人材の確保が大きな要因として挙げられております。困っている地域に積極的に職員を派遣する考えはないのかお伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2、の職員の災害派遣についての御質問にお答えをさせていただきます。

地域防災計画、これにもありますように、大規模な災害が発生した場合、被災した市町村より指定地方行政機関、または指定公共機関に職員派遣の要請が行われます。これは被災した市町村が災害応急対策や災害復旧のため必要があるときに、都道府県知事や指定行政機関に対して職員の派遣を求めることを指しております。

内容としては、被災した市町村が必要とする職種、例えば緊急的な救助活動が必要な状況であれば、都道府県知事に対して自衛隊の派遣要請や緊急消防援助隊の応援要請を行うことなどが挙げられます。

災害時、相互応援協定を締結している姉妹都市や秋田県内の市町村で大規模災害が発生した場合は、協定に基づき、にかほ市単独で職員を派遣します。平成23年の東日本大震災においては、夫婦町災害相互支援協定を締結している宮城県松島町に対して、地震発生の翌日から連日、物資輸送車と給水車を派遣し、さらに罹災証明書を発行するための家屋被害調査のために3週間にわたって延べ6人の職員を派遣しております。

また、協定を締結していない地方で大規模な災害が発生した場合には、都道府県が必要とされる職種別の派遣要請を市町村に行い、取りまとめをして派遣する流れとなりますので、市町村が単独で職員を派遣するということはありません。

大規模な災害の復旧には時間を要するとともに、被災した地域での復旧状況に応じて必要とする人員や応援要請の内容にも変化が生じてきますので、その状況に応じてにかほ市職員の派遣が適切と判断した場合には、要請に応じた職員を派遣することになります。

御質問にもありますように、岡山県総社市におきましては、被災地からの要請がなくとも、特に必要があると認めた場合には、直接に被災地と連絡調整し、職員派遣などの支援を行うことができることを条例で規定しております。本市においては、説明でも申し上げましたとおり、協定に基づく対応と県を經由した被災地からの要請に基づく対応を基本と考えております。したがって、総社市のような積極的に支援を行う体制を整備することについて、現時点では予定はしていません。

しかしながら、被災地の支援だけでなく、地元市民の共助意識の高揚も図ろうとする先進的な取り組みなので、今後このことについて研究をさせていただきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） 検討して下さるようお願いをしたいと思います。協定を結んでいるこの災害協定一覧というのがありますけれども、さっき言われました宮城県の松島町、それから秋田県の13全市、それから山形県遊佐町、秋田県の全25市町村、茨城県の大洗町、それから国土交通省東北地方整備局というのが、このにかほ市で職員の派遣ということで挙がっているわけでありましてけれども、先ほどの話でもありましたけれども、これ以外にも、もし職員の派遣ということを考えていることがありましたら伺いをしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 詳細については担当の方でお答えさせていただきますが、いずれにしろこれまでの経過としては、やはり東日本大震災の際に被災直後から市役所の、私もまだ議員のときでしたけれども、市役所の職員が準備も不足する中でいろいろな物資をかき集めて行っていた姿は思い出します。それ以降は職員を毎年1名ずつ、建設課担当の職員として被災地の復興支援を行って、道路を一本一本つくるのの担当をしながら、にかほ市の職員が担当した道路が何本もつくられているというような経緯もありますので、これまで培ってきたノウハウ等をいずれかの場面で活用できるようなことは、やっぱり必要なのかなとは思いますが、ただ、被災が起きたときには大規模であればあるほど、やはり私どもにおいても同様の被災がある場合もあります。そう考えたときに、簡単に——簡単にという言い方は大変失礼ですが、即応できるかどうかというのは、そのときのケースバイケースになってくるのかなというふうに思います。先ほどの議員の質問に対するお答えとはちょっとずれてしまったので、そのことについては担当の方でお答えをさせます。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） ただいま小川議員がおっしゃられました協定先の自治体ですね、それ以外への市単独としての派遣というのは、現在のところ考えてございません。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） それでは、3、の質問にまいりたいと思います。TDKから購入した土地の利用について。

平成27年度に象潟庁舎の向かいにTDKから土地を購入しております。これは議会も同意しております。そして、目的はあくまで象潟体育館駐車場として使用するというものであります。

(1)の質問です。近年の使用状況について伺います。

●議長（佐藤元君） 教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） この(1)(2)については、教育次長がお答えいたします。

●議長（佐藤元君） 教育次長。

●教育次長（齋藤隆君） 3、の(1)の近年の使用状況についてお答えいたします。

象潟体育館に付属した占用駐車場は、体育館南側に普通車3台と身障者用1台の計4台だけで、体育館利用者の多くは象潟公民館の駐車場や象潟庁舎西側の砂利敷の駐車場を利用いただいているとい

うのが実情です。

平成27年にTDKから購入した土地は、象潟体育館駐車場となっております。この土地は、象潟体育館や周辺施設で行われるスポーツ大会、もしくは大型イベント開催時に駐車可能台数が不足するときに、公民館や象潟庁舎西側の砂利敷駐車場の予備的な駐車場として使用されているというのが実情でございます。

毎年、象潟体育館で開催される主な大会等については、本荘由利地区中学校卓球大会、これが春総体、秋の年3回、9日間、高校中央支部の卓球大会、これが春と秋の年2回、8日間、白百合こども園の運動会とおゆうぎ会、各1回ずつ2日間、それから象潟奥の細道剣道大会などが年3回、6日間などがあり、週末や休日を中心に年間約30日開催されております。また、毎年高齢の象潟トライアスロン大会や花火大会などのほか、昨年は象潟小学校の運動会が象潟グラウンドでの予定が雨天のため象潟体育館で開催されました。象潟体育館の駐車場は、こうした大会やイベント開催時の駐車場として利用いただいております。

また、ちょっと変わった使われ方として、一昨年9月には工事車両等の走行もできる適当な広さであることなどから、事業主安全運転管理者協会主催の交通安全教室、いわゆるこれがこの象潟体育館駐車場で開催されております。

近年の利用状況としては以上でございます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） 体育関係の日数は年間30日ということでありましたけれども、花火、トライアスロン、それから象潟小学校の年間の使用日数は何日くらいでありますか。

●議長（佐藤元君） 教育次長。

●教育次長（齋藤隆君） トライアスロン大会については、大会は1日ですけれども前日から2日間と思われまして。花火は1日、それから象潟小学校の運動会も1日です。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） (2)にまいります。今後も使用方法は、今までと変わらないのかということについて伺いをいたします。

●議長（佐藤元君） 教育次長。

●教育次長（齋藤隆君） 今後の使用状況は、今までと変わらないのかについてですが、象潟体育館や象潟公民館、象潟庁舎、象潟グラウンドなどで大きなイベント等があるときは、あるいは多くの集客が予想されるときは、象潟体育館駐車場の存在は欠くことができないものと思っております。

また、先ほどの交通安全教室など、市民の利益となるようなイベントを開催する際にも、可能な限り利用していただきたいと考えております。象潟体育館駐車場は、これまでと同様な利用を続けてまいりたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） それでは再質問をさせていただきます。

年間365日あるわけで、今の説明では33日しか使っていないと。あとの332日は、ほとんど使って

いない状況であります。私も、ここに来るたびに思うんです。ほとんど使われていないと。あれは約8,000万円で買っているわけだ。1,591坪であり、単価5万円ということでありました。もったいないと思うんですよ。あれだけの土地。もっと違う使用方法があるんじゃないかと私思うんです。

それで市長にお聞きします。あの土地の費用対効果、先ほど何回も出ておりましたので、費用対効果については、市長はどのように評価しているのか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） まず、あの土地がどうして購入することになったのかということについては、当時の背景は皆さん御存じのことかと思えます。TDKの象潟工場の撤退とともに、あの土地についてTDKの側から市の側に買い取り要請を受けてという背景もあったように若干記憶しております。当時、議員の側でしたので記憶しております。

今、議員がおっしゃるように年間の使用日数については、確かに少ないかと思えます。しかしながら、考え方によっては、なくて使えないのと、あって使わないのでは話は違うと思えます。もしあの駐車場がなければ体育館の使用についても、また制限がある可能性もあります。そうした場合、あの駐車場があるおかげで体育館を利用できる団体の方もいるというふうに分かれば、逆にむしろ体育館の使用についての利用頻度といたしまししょうか、すごい非常によく使われている体育館なんですけれども、それについてイベント等についての、もし可能な限り活用ができるかという方向で考えていった方がいいのかなと思えます。あの土地そのものを現在何かに転用していこうというふうには、ちょっとまだ私としては考え方は持っておりません。あの土地がなければ使えない、あればこそできることもあると思えますので、そこら辺についてはもう少しお時間をいただきたいと思えます。

●議長（佐藤元君） 3番。

●3番（小川正文君） 市長の意見は分かりましたけれども、あのような一等地の土地であると思うわけでありまして。もったいないと思うわけでありまして。市長の意見は分かりましたので、これを第三者的な立場で外部評価というものも庁内にはありますので、外部評価をする考えはないのか、そのことについて伺って私の質問を、時間もきましたので終わりにしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 外部評価制度というのは、事業実施に対する評価を行うものであって、土地についての評価を行うというのは、またちょっとそぐわないものかと思えます。土地の今後の活用については、先ほど申し上げたとおり現時点ではこれと違って大きく変更、転用する意思はありませんということでございます。

●議長（佐藤元君） これで3番小川正文議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後4時44分 散 会

---